

令和 5 年 度

大阪市立自然史博物館自動火災報知設備改修その他工事

# 設 計 書

工事期限	令和6年3月31日
------	-----------

地方独立行政法人大阪市博物館機構

建設リサイクル法	
○適用	●適用外

## 概 要

工 事 場 所	大阪市東住吉区长居公園 1-23 大阪市立自然史博物館 (電話) 06-6697-6221
工 事 概 要	本工事は自然史博物館の自動火災報知設備を改修するものである。
付 記	本工事は、本設計書及び設計図面に基づくほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 最新版」、 「公共建築改修工事標準仕様書 最新版」、及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準図 最新版」に基づいて施工しなければならない。  本契約において、工事を下請負に付する場合には、下請け人が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止期間中でないこと。
参 加 資 格	電気工事の総合評定値 750 点以上 ※ 確認書類は大阪市電子入札システムで確認画面を印刷し提出とする。
前 払 金	前払いが必要な場合は、保証事業会社と前払金保証契約を締結すること。前払金は契約金額の 10 分の 3 以内の範囲とする。
そ の 他	契約にあたって、大阪市より地方独立行政法人大阪市博物館機構施設整備費補助金交付決定がされ、事業費の確保ができるまで契約の締結は行わない。

## 仕 様 書

### 1. 工事内容

自然史博物館の自動火災報知設備を改修する。(図面参照)

また、設置機器の設計用水平震度は上層階・屋上及び塔屋は 2.0、中間階は 1.5、1 階及び地階は 1.0 とする。

### 2. 作業日時等

(1) 作業時間は原則として午前 9 時～午後 5 時 30 分（施設退出時間）までとする。

(2) 工事時期については休館日による施工とし、担当者と協議のうえ工期までに行うこと。

### 3. 一般事項

#### (1) 提出書類等

次の事項について、あらかじめ発注者側と打合せ、必要書類を提出すること。

なお、着手届、工事工程表、現場代理人・主任技術者届には社印を押印すること。

- ① 工事着手届 . . . 3 部
- ② 工事工程表 . . . 5 部
- ③ 製作図、施工図 . . . 3 部
- ④ 現場代理人・主任技術者届 . . . 3 部
- ⑤ 使用機器材承認願 . . . 3 部
- ⑥ 作業責任体制、緊急連絡系統、事故発生時の状況と対応の報告書 . . . 3 部
- ⑦ 請負代金内訳書 . . . 3 部
- ⑧ その他、法的に定められた提出書類 . . . 3 部

#### (2) 現場工事

##### ① 工事従事者

現場代理人は、常に現場の責任体制を明確にさせておくとともに、工事中は現場代理人または主任技術者が現場に立ち会うものとする。また、工事に従事する要員は、十分な経験と技能を有するものとし、名札、腕章等身分の分かるものを着用すること。

##### ② 工程打合せ

工事を実施する場合は、事前に定期的に工程打合せを行うこと。打合せ議事録は要約して、速やかに提出すること。また、工事の進捗状況を、書面で報告すること。

##### ③ 法令等の遵守

建設リサイクル法、大気汚染防止法、労働安全衛生法など関係法令を遵守して施工すること。

##### ④ 官公庁その他手続き

請負者は、施工に関して、法令等による官公庁その他手続きを行うこと。

なお、必要な事項は、発注者側担当者と打合せの上処理し、結果を速やかに報告すること。

## ⑤ 損傷補償等

工事はすべて請負業者の責任施工とし損傷補償は次による。

- a. 工事施工にあたり、既存建物に損傷を与えたり、当施設敷地外の土地を踏み荒らしたり道路に損傷を与えるなど第三者に与えた損傷に対する保証は請負者の負担とする。
- b. 機器材料の運搬、その他施工にあたり、既存建物および設備等に損傷を与えないよう注意し、万一破損した場合は発注者側担当者の指示に従い、無償で速やかに原形に修復する。
- c. 工事において、既存建物のはつり、孔あけなどを行う場合は、事前に打ち合わせを行い、防災上、構造上問題なく施工するとともに、発注者の業務に支障のないよう実施して、体裁よく修復する。

## ⑥ 撤去材の処理

本工事で発生した撤去材は、請負者の責任で場外搬出処分する。

## ⑦ 工事用電力・水その他

- a. 本工事に必要な工事用電力、水等の費用は当館の既設電力・水道の使用を認めるものとする。但し、その受給に必要な設備は請負者負担とする。
- b. 工事用の仮設電源を使用する場合、工事責任者は使用する電動工具等の機器類の安全性を確認した後、漏電遮断器付コードリール等の中継して使用する。

## (3) 工事終了後の処理

請負者は、工事終了後、次の処理を行う。

- ① 請負者により行った官公庁、その他の手続きの処理を速やかに完了し、発注者側担当者に報告する。
- ② 工事用設備・器具などは、工事終了時と同時に速やかに現場から搬出して、その現場をもとの状態に復旧し、十分な清掃を行うこと。

## (4) 工事完成図書

工事竣工検査完了後、下記書類を提出する。

- ① 完成図書（竣工図、施工図など）・・・ 3部
- ② 完成図 CAD データ（JW-CAD 及び DXF 形式、ウイルスチェックの上）  
・・・ CD 2枚
- ③ 納入機器仕様書・・・ 3部
- ④ 機器製作図・カタログ・取扱説明書・・・ 3部
- ⑤ 試験成績書（必要により提出）・・・ 3部
- ⑥ 工事写真（施工前、施工途中、施工後）・・・ 3部
- ⑦ 官公庁届出書類など、保存を必要とするもの・・・ 3部
- ⑧ 工事完成届・・・ 2部
- ⑨ 上記書類の PDF データ（ウイルスチェックの上）・・・ CD 2枚
- ⑩ 完成工事費内訳明細書・・・ 3部

## (5) 注意事項

### ① 作業方法等

- a. 工事の実施にあたっては、発注者側担当者に事前に調整を行うこと。

- b. 工事車両の進入及び工事に際し施設利用者等の安全について十分に注意すること。なお、工事車両駐車場及び資材置き場等については、事前に担当者との協議のうえ決定し、使用後は原状に復旧すること。
- c. 入館にあたっては、当館の規則に従い、必要書類を事前に発注者側担当者に提出する。また、作業日毎に作業の内容を伝え、作業終了時には報告を行うこと。
- d. 作業の進め方については、本施設の中央監視室との調整が必要な場合があるため、発注者側担当者に事前に確認し、関係各所への周知と了解のもと実施する。
- e. 電源切替等により停電を伴う作業等が必要な場合は、施設の運営に影響が出ないよう十分検討したうえで、事前に発注者側担当者に説明し了解のもと実施する。
- f. 主要な建具・機器・配線等は、メンテナンスを考慮した作業スペースの確保や、配線では要所に線名札を設置する。  
また、配管・配線、その他の工事において、防火区画貫通部の施工がある場合は、関係法令に適合したもので、貫通部に適合するよう施工すること。
- g. 施工時は、既存施設、設置物等に作業範囲毎に適切な養生を行い、汚れや損傷がないよう注意する。
- h. 施工終了時は、跡施工状態を確認するとともに、工事現場の後片付け、清掃を行う。
- i. 業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、積み込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適正に処理すること。

## ② 安全対策等

- a. 作業にあたり、当該建物、設備はもとより、第三者に危害、損害または妨害を与えないよう十分留意すること。
- b. 作業期間中は、毎日作業前に危険予知や危機管理に関する確認作業、作業内容や手順の確認、作業員の健康状態の確認、服装点検、危険箇所等の確認を行い、安全の確保に努めること。労働安全衛生法など関係法令に基づき、以下のような必要な措置をとること。
  - ・ 安全教育、安全巡視等
  - ・ 現場KY活動
  - ・ 安全帯（高所作業時）など安全用具の装備
  - ・ 工事中であること及び工事場所への立ち入り禁止など、注意事項を明示する。
  - ・ 地震時の機材転倒防止や電源工事の感電防止など、災害・電気事故防止対策等を確実にを行うこと。
- c. 作業に使用する工具、仮設材は、事前に点検し安全を確かめて使用すること。また、常に点検整備に務め、目的に合った使用を行うこと。
- d. 工事期間中に搬入した資材等は、安全な場所に整理した状態で仮置きすること。なお、搬入・搬出方法、保管場所については、発注者側担当者及び関係者と協議して決定する。
- e. 作業者は、定められた区域以外には無断で立ち入りせず、工事に関して立ち入る必要がある場合は発注者側担当者及び施設管理者に連絡し、その指示のもとで

行動すること。また、工事エリアは、部外者（一般職員、来館者等）が不用意に近づけないよう防護措置を施すこと。

- f. 館内及び敷地内は、禁煙とする。
- g. 所定時間外に作業を行う場合は、発注者側担当者に事前に連絡し、許可を受けたいうえで行うこと。
- h. 作業責任者がやむを得ず現場を離れる場合は、その理由を発注者側担当者に連絡して了承を得るとともに、作業責任者が指名した者が代行すること。
- i. 危険物（塗料など）は、事前に発注者側担当者及び関係者と打合せを行い、施設内には当日作業に必要な最低限の量を持ち込み作業終了後は館外へ搬出するなど、施設内の安全確保を徹底して、法的に定められた使用及び管理を行うこと。
- j. 作業等に際しては、原則として火気は使用しない。やむを得ず火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意するとともに、作業後の火気点検、施錠確認を徹底すること。
- k. 作業者は、作業に適した服装、作業靴を着用して作業すること。
- l. 工事に関して、部外者（一般職員、来館者）など第三者から問い合わせや苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応するとともに担当者に報告すること。

(6) 記載のない事項

仕様書、設計図面等に記載のない事項については、発注者側担当者に確認するとともに、その指示を受け承認を得たいうえで実施すること。

(7) 軽微な変更

工事実施にあたって、軽微な事項については、工事達成に支障なく、また、他の工作物に支障を生じない限り、発注者側担当者の指示又は確認を得た後に行うことができるものとする。この場合契約金額の変更はしない。

(8) 他工事業者との協力

他業者の請負工事と本請負工事の工事期間が重複する場合には、それぞれの工事の妨げとならないように相互に工事上の配慮・協力を行うこと。

4. 連絡先

大阪市中央区大手前3丁目1-43 ホテルプリムローズ大阪3階  
地方独立行政法人 大阪市博物館機構  
事務局（施設管理課）  
TEL：06-6940-4301

# 大阪市立自然史博物館自動火災報知設備改修その他工事

図面番号	図面名称	縮尺	備考	図面番号	図面名称	縮尺	備考
E-01	表紙・目次			E-17	(既存参考図) 地下1階・1階平面図	1:300	
E-02	特記仕様書(1)			E-18	(既存参考図) 地下1階西平面図	1:200	
E-03	特記仕様書(2)			E-19	(既存参考図) 1階西平面図	1:200	
E-04	特記仕様書(3)			E-20	(既存参考図) 2階西平面図	1:200	
E-05	特記仕様書(4)			E-21	(既存参考図) 3階西平面図	1:200	
E-06	特記仕様書(5)			E-22	(既存参考図) 地下1階東平面図	1:200	
E-07	特記仕様書(6)			E-23	(既存参考図) 1階東平面図	1:200	
E-08	自動火災報知設備 凡例・仕様書			E-24	(既存参考図) 2階東平面図	1:200	
E-09	自動火災報知設備 改修後系統図			E-25	(既存参考図) 3階東平面図	1:200	
E-10	自動火災報知設備 改修前系統図						
E-11	複合GR型受信機 参考姿図	1:20					
E-12	表示機 参考姿図	1:2					
E-13	自動火災報知設備 1階平面図	1:200					
E-14	自動火災報知設備 1階平面図(撤去)	1:200					
E-15	非常放送設備 参考姿図・ブロック図・系統図	1:5					
E-16	非常放送設備 1階平面図	1:200					

1. 工事概要

1. 工事概要

Table with 2 columns: Item (e.g., 工事名称, 建築主, 住所) and Value (e.g., 大阪市立自然史博物館自動火災報知設備改修その他工事, \*\*\*)

2. 建物概要

Table with 2 columns: Item (e.g., 敷地面積, 建築面積, 延床面積) and Value (e.g., 7,050.000.00㎡, 8,922.64㎡)

3. 工事項目

Table with 2 columns: Equipment Item (e.g., 電気設備工事, 電灯設備) and Building/Outside (Yes/No)

4. 関連する別途工事

Table with 2 columns: Item and Value (mostly blank)

II 電気設備工事仕様

1. 共通仕様
(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁官廳部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版」(以下、「標準仕様」という。)

2. 適用法令

適用法令は下記による。
建築基準法
消防法
火災予防条例 (大阪市)

3. 特記仕様

- (1) 項目または番号に ●印の付いたものを適用する。 ○印の付いたものは適用しない。
(2) 特記事項に記載の項目番号(章、節、項番)は、欄仕の当該項目、当該項又は当該表を示す。
(3) 本特記仕様書の項目、特記事項欄に記載のある【追加】、【追記】、【置換】は次による。

4. 建物条件

- (1) 階高
○ 建物のそれぞれの階の階高は下表 4-1 による。
○ 建物のそれぞれの階の階高は設計図による。

Table 4-1: 階高リスト. Columns: 対象範囲, 階高

(2) 地震力
(ア) 局部震度法による設備機器の地震力
設計用水平地震力F\_H (設計用鉛直地震力F\_V) は設計用標準水平震度K\_S、地域係数Zおよび設備機器総重量W(kN)を用いて次のように計算する。

表 4-2-1 設計用標準水平震度K\_S

Table 4-2-1: 設計用標準水平震度K\_S. Columns: 設置場所, 機器種別, 重要機器, 一般機器

上層階・中間階の定義は次による。
2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4層とする。

(イ) 建築物の時刻歴応答解析が行われている場合の地震力
設計用水平地震力F\_H (設計用鉛直地震力F\_V) は、「建築設備耐震設計・施工指針 2019年版」指針本文 2.3 節に基づき、下表 4-2-2 による各階の応答加速度値G\_i (cm/Σ)を用いて計算する。

表 4-2-2 各階の応答加速度値G\_i (cm/Σ)

Table 4-2-2: 各階の応答加速度値G\_i (cm/Σ). Columns: 階, 地震動レベル, 中地震動時, 大地震動時

(ウ) 重要機器
重要機器は次のものを示す。
● 防災センター(同様な部屋を含む)内設置機器
○ 配電盤 ○ 発電装置 ○ 直流電源装置 ○ 交流無停電電源装置

(3) 設備機器および設備部材の固定支持
設備機器および設備部材の固定や支持等は、すべて「国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の建築設備耐震設計・施工指針 2019年版」により行う。

- (4) 構造躯体の層間変形角
○ 必要構造性能概要書による。
○ 下表 4-4 による。

表 4-4 中地震動時および大地震動時の層間変形角

Table 4-4: 中地震動時および大地震動時の層間変形角. Columns: 階, 地震動レベル, 中地震動時, 大地震動時

(5) 免震構造変位量
免震層最大変位 \_\_\_\_\_ mm クリアランス \_\_\_\_\_ mm

- (6) 積雪荷重
○ 必要構造性能概要書による。
○ 以下による。
1) 垂直積雪量 (cm)
2) 積雪の単位荷重 (N/cm/㎡)
3) 積雪荷重 (N/㎡)
4) 多雪地帯指定の有無 ○ あり ○ なし
5) 雪下ろしの必要の有無 ○ あり(最大許容積雪量 \_\_\_\_\_ (cm)) ○ なし


(7) 騒音振動規制
(ア) 敷地境界線における騒音規制値は以下による。

Table with 2 columns: 対象法令 (環境基準, 騒音規制法, 条例) and 規制値 (朝, 昼間, タ, 夜間)

- 1) 法令上定められた数値を示す。 2) 所管行政機関等との協議結果を示す。 3) 設計計算時の目標値を示す。
(8) 水防レベル
○ 水位の指定なし ○ 設計水位: GL+ ( ) mm





第1編 一般共通事項	● 1.3.13【追加】 識別 ○ 1.3.14【追加】 トレーサビリティ ● 1.4.1 環境への配慮	(3) 監理者と協議した事項は、協議の経緯及び結果を記録して監理者に提出し、控 えに監理者の印印を受ける。 (1) 機材・材料・製品等の誤用・混用を防止するための差別管理を行う。また、検 査・試験の実施状況、不適合製品についても差別管理を行う。 (2) 差別管理が必要な対象と管理の方法について、あらかじめ監理者に報告する。 (1) 工事目的物に組み込まれた機器・材料・施工などについて、その履歴、使用又 は所在を辿ることのできるトレーサビリティ管理を行い、記録を監理者に提出す る。 (2) トレーサビリティ管理は設計図書に定めのあるもののほか、次の条件に同時 該当する機器・材料・施工について行う。その対象と管理方法については、事前 に監理者と協議のうえ定める。 (ア) 識別記載がなければ、履歴や使用部位が辿れないもの。 (イ) 不具合が発生した場合、工事目的物の品質に重大かつ広範囲の影響を及ぼす 恐れのあるもので、修補、取替えが困難なもの。 <b>第4節 機器及び材料</b> 【追記】 (3) 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の質及び 性能を有するものとし、次の (ア) から (オ) を満たすものとする。 (ア) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、 パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙 は、ホルムアルデヒドを放射しないか、放射が極めて少ないものとする。 (イ) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放射しないか、 放射が極めて少ないものとする。 (ウ) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを 含有しない難揮発性の可逆材を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレ ン、エチルベンゼンを放射しないか、放射が極めて少ないものとする。 (エ) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放射しな いか、放射が極めて少ないものとする。 (オ) (ア)、(ウ)及び(エ)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、そ の他の什器等は、ホルムアルデヒドを放射しないか、放射が極めて少ないもの とする。また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放射量」は、次のと おりとする。 【規制対象外】 (a) JIS 及び JAS のF☆☆☆☆規格品 (b) 建築基準法施行令第 20 条の5第4項による国土交通大臣認定品 (c) 下記表示のある JAS 規格品 ① 非ホルムアルデヒド系接着材使用 ② 接着材等不使用 ③ 非ホルムアルデヒド系接着材及びホルムアルデヒドを放射しない材料使用 ④ ホルムアルデヒドを放射しない塗料等使用 ⑤ 非ホルムアルデヒド系接着材及びホルムアルデヒドを放射しない塗料使用 ⑥ 非ホルムアルデヒド系接着材及びホルムアルデヒドを放射しない塗料等使用 【第三種】 (a) JIS 及び JAS のF☆☆☆☆規格品 (b) 建築基準法施行令第 20 条の5第3項による国土交通大臣認定品 (c) 旧 JIS の E0 規格品 (d) 旧 JAS の規格品 本工事の全ての内装の仕上げ、居室と空気の出入りのある部分の仕上げ(表面材) は、上に規定される規定対象外のみ使用する。また、以下の室についても同様の 扱いとする。	● 1.4.4 機材の検査等 【追記】 (4) 現場に搬入した材料のうち、変質等により工事に使用することが適当でないも のはこの工事に使用しない。 (5) 機材は現場に搬入した時点あるいは必要に応じて製作工場における製造又は組 立が完了した時点で、各種ごとに受注者等の検査を行い、検査記録を監理者に提 出する。 (6) 量産品あるいは標準品で実測値などが整備されているものは、性能表又は能力 計算書などの性能の証明となる書類確認をもって前(1)号の検査とすることができる。 (7) 管理者が指示する機材において、材質・呼称寸法などを梱包などに表示して いる機材は、梱包の状態では監理者の検査を受ける。 (8) 設計図書に監理者の検査の定めがある場合、前(1)号の検査に合格後、検査記録 を提出し、監理者の承諾を受ける。監理者の検査は、前(1)号の受注者等による 検査の適正さを確認するために、受注者は検査に必要な資機材・労務などを 提供する。 (9) 検査、測定、試験等に使用する測定用機器は、適正な校正を施したものを 用いる。 (10) 監理者の検査は、立会いにより又は受注者等による検査の記録・写真などの審 査により行う。なお、監理者の立会い検査は、原則として抜き取り検査とする。 (11) 前(1)号の検査の結果に疑義が生じた場合は、監理者と協議する。 ● 1.4.5 機材の検査に 伴う試験 【追記】 (4) 機材の検査に伴う試験は次の場合による。なお、試験結果に疑義が生じた場 合は管理者と協議する。 (ア) 設計図書に定められた場合 (イ) 試験によらなければ設計図書の定めによる品質又は性能・機能に適合するこ とが証明できない場合 (5) 供試体の製作要領は設計図書の定めによる。ただし、定めがない場合は監理者 の承諾を受けた方法による。 (6) 試験は公的試験所又はそれに準ずる試験所で行う場合を除き、試験には監理者 の立会いを受ける。ただし、あらかじめ監理者の指示を受けた場合は、この限り ではない。なお、受注者は検査に必要な資機材・労務などを提供する。 (7) 下記に示す設備は、設計図書に定める品質及び性能を有することを証明するた め、製造工場にて製品検査を行う。 ○ 受変電設備機器 ○ 変圧器 ○ 発電設備 ○ 直流電源装置 ○ 無停電電源装置 ○ 電力監視装置 ○ 中央監視装置 ○ 分電盤 ○ 動力盤 ○ 端子盤 ○ 照明制御設備 ○ ITV設備 ○ 情報表示設備 ○ 特注照明器具 (8) 材料および工場製作物は、種別ごとに自主検査を行い、監理者の検査に先立ち、 その結果を管理者に報告する。	● 1.5.1 施工 ● 1.5.2 一工程の施工 の確認及び報 告 ● 1.5.3 施工の検査等 【追記】 (2) 工種ごとに施工が完了した時は、設計図書に定めがある場合又は監理者の指示 がある場合は、その施工についての報告書を作成し監理者に提出する。 ● 1.5.4 施工の検査に 伴う試験 ● 1.5.5 施工の立会い等 ● 1.6.1 施工	<b>第5節 施工</b> 【追記】 (2) 下記項目に関しては、施工に先立ち、最終承諾されたシステム、内容、容量等 に基づいて計算書を作成の上、設計図書と相違していないことを確認し、監理者 の承諾を受ける。 短絡電流(保護協調) 受電用 CT の過電流強度計算 高調波流出電圧・電流 変圧器容量 相・スコット変圧器の負荷バランス 非常電源にかかわる変圧器容量等 力率改善用コンデンサ容量 自家発電設備容量及び関連設備 直流電源装置容量 幹線(過断容量・電圧降下・許容電流) 照度 傾度 電話交換機容量 放送設備増幅器容量 テレビ共同受信設備出力レベル 防災センター要員人数算定、所要時間計算 避難計、アンテナマスト、航空障害灯耐風圧計算 統合接地解析(大地低効率測定による建物接地抵抗計算) 太陽光発電モジュール風圧超過(架台含む) 換気計算(キュービカル、蓄電池) 新震(各設備毎) 騒音(各設備毎) 区画貫通処理部の占積率 ケーブルラックの積載量計算 【追記】 (2) 工種ごとに施工が完了した時は、設計図書に定めがある場合又は監理者の指示 がある場合は、その施工についての報告書を作成し監理者に提出する。 ● 1.5.4 施工の検査に 伴う試験 ● 1.5.5 施工の立会い等 【追記】 (3) 下記内容については、事前に計画書を作成し、試験等を行うものとする。 ○ 騒音振動測定 ○ 迷走電流測定 ○ 接地抵抗測定 ○ 電磁波測定 ○ 高調波測定 ○ テレビ共聴設備電界強度測定 【追記】 (3) 工程写真などの記録により監理者の立ち合いに代える旨、監理者から指示が あった場合は、速やかに必要な記録を整理し、監理者に提出する。 <b>第6節 工事検査及び技術検査</b> 【追記】 (4) 工事検査に必要な資機材、労務等を提供する。 (5) 工事完成に当たって、受注者の本社等の検査員(現場関係者を除く)による自 主検査を行い、関係法令または設計図書に適合しない箇所がある場合には、速 やかに補正を行ったうえで、監理者に報告する。なお、事前に自主検査計画書を監 理者に提出する。 (6) 前(5)号の報告のち、監理者の検査を受ける。 (7) 自主検査及び監理者検査の結果、全ての工事が完了していること及び設計図書 と契約条件並びに関係法令などの規定に適合していることが確認されたのち、監 理者の本社などの検査要員(現場関係者を除く)による完成検査を受ける。 (8) 関係官公署その他関係機関の検査については、監理者の本社などの検査要員 (現場関係者を除く)による完成検査前にこれを受ける。 (9) 前(7)、(8)号の検査の結果、修補、改造、その他の必要な処置が必要であると 指摘された箇所がある場合は、監理者の指示により速やかに是正を行い、監理者 の再検査を受けると共に、関係官公署その他関係機関にて必要な手続きを行う。 (10) 前(9)号の報告のち、発注者の検査を受ける。 (11) 完成時の諸検査の日程・方法については、関連工事との調整を行い、必要に よる関連工事の受注者等同席のうえ共同して検査を受ける。 (12) 機能条件の違いなどにより、工事完成までに確認できない機器能力及び室内環 境などについては、完成竣工後1年以内の夏季及び冬季で気象条件などが設計条 件に近い日を選び測定し、設計図書に定める性能・機能・室内環境との適合性を 確認する。なお、検査に先立ち検査計画書を作成し、監理者の承諾を受ける。	● 1.6.4【追加】 引渡し前後の 注意 ● 1.7.1 完成時の提出 図書 ● 1.7.2 完成図	○ 性能検査：各装置の機器単体の性能が、設計図書に定められた電圧・電流・ 電源区分(AC、GC、UPS 等)、流量・圧力・温度などと合致することを確 認する。 (ウ) 総合性能機能検査：複数の工種にまたがって性能・機能を発揮する機器・装 置・システムについて、関連工事の受注者と協議して総合的な性能機能検査 (以下総合運動試験)を行い、その適合性を確認する。なお、試験に先立ち、 検査、試験方法、日程、人員、安全対策を含む総合運動試験実施要領書を監理 者に提出し、承諾を受ける。総合試験に使用する機器は適正に校正し、その記 録を監理者に提出する。総合試験の項目は以下によるものとする。ただし、該 当項目については監理者と協議のうえ適合性を確認する。 ① 全停電・復電総合検査 ② 防災総合検査 ③ 槽類関連総合検査 ④ 中央監視盤総合検査 ⑤ 総合運転による騒音値・振動 ⑥ 完成時の室内環境測定 ⑦ セキュリティシステムと他設備との連動 ⑧ その他、監理者の指示する検査 (エ) 総合運動試験は監理者立会いの下に実施するものとする。 (オ) 電源別置型の非常用照明は原則全館一斉点灯試験を行い、配線用遮断器のト リップ等の異常が発生しない旨の試験結果を、照度測定結果と合わせて監理者 へ報告すること。 (1) 試運転・建物管理者への引継ぎ・開設準備への協力 (ア) 受注者は、竣工・引渡し時期から逆算して、竣工後の建物・設備の稼働に 支障のないように、発注者及び発注者が定める竣工後の建物管理者に対し て、取扱説明書を作成し、その説明を行う。 (イ) 竣工・引渡し前に発注者が実施する建物管理者訓練の日程を適宜確保し、 当該訓練の実施に協力する。 (2) 竣工後の現場対応 受注者は、竣工・引渡し後最低6か月間は建物及び設備に関する技術員の常駐 もしくは駆け付け体制を整備し、発注者(建物管理者)が円滑に建物管理を行う ことができるように協力する。 (3) カードキー初期情報登録 ICカードキーへの入居者情報等の初期登録作業及び費用は ○ 本工事に含む(登録枚数は設計図による。) ○ 本工事に含まない (4) メータ検針確認 (ア) 課金計量を行う回路には、該検線等による請求間違いが生じないよう、全数検査 を行う。配線の確認には、施工図や回路図を用い、竣工後にも履歴が確認できる よう、チェックを行った記録を保管すること。保管方法は監理者との協議による。 (イ) 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけて全数 3 回 以上確認する。負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し 確認する。中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータ と中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱 い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。 (ウ) 新築時は、課金用・管理用メータがある場合、メータツリー、メータ供給 範囲平面図、メータ台帳を作成し、監理者に提出する。メータツリーにつ いては竣工図に追加すること。また、BEMSがある場合は、メータ清算表も 提出のこと。 (エ) メータ設置の誤りに起因する発注者及び竣工後の建物管理者への損害につ いては、全て受注者の責とする。 <b>第7節 完成図書</b> 【追記】 (3) 完成時の提出図書は、前(1)号による他、下表による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類・規格</th> <th>部 数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 施工計画書、施工要領書</td> <td>( 2 ) 部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 施工図、製作図</td> <td>( 2 ) 部</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">● 前述他、各資料は PDF 等のデータに整理し、電子媒体により提出する。</td> </tr> </tbody> </table> 【置換】 (1) 完成図は、完成した工事目的物に関する情報を整理・記録し、完成状態を表現 したものであり、維持保全、将来の改修・増設等のための基本情報として使用 することを目的とする。種類及び記載内容は表 1.7.1 に加え、監理者の指示によ るものとし、設計図を基に完成時の状態を表現したものとする。 【追記】 (2) (ウ) 完成図は設計図データを基に CAD・BIM で作成し、電子媒体及びその 出力の製本とする。原図は設計図のサイズとする。 【置換】 (3) 提出部数は、下表による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類・規格</th> <th>部 数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原因 (A1判)</td> <td>( 1 ) 部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A1判 2 つ折り製本</td> <td>( 1 ) 部</td> <td>白焼き CAD 出力</td> </tr> <tr> <td>A3判2つ折り製本</td> <td>( 3 ) 部</td> <td>白焼き CAD 出力</td> </tr> <tr> <td>電子媒体</td> <td>( 1 ) 式</td> <td>データ提出</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※ 電子媒体及び A3版2つ折り製本の1部は監理者用として提出する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※ 製作図を完成図として提出する場合には、その原因を省略することができる。</td> </tr> </tbody> </table> 【置換】 (4) 電子媒体のデータ内訳は CAD・BIM データ(AutoCAD・Revit)、CAD ・BIMデータの PDF 版(設計図サイズ)とする。	分類・規格	部 数	備 考	● 施工計画書、施工要領書	( 2 ) 部		● 施工図、製作図	( 2 ) 部		● 前述他、各資料は PDF 等のデータに整理し、電子媒体により提出する。			分類・規格	部 数	備 考	原因 (A1判)	( 1 ) 部		A1判 2 つ折り製本	( 1 ) 部	白焼き CAD 出力	A3判2つ折り製本	( 3 ) 部	白焼き CAD 出力	電子媒体	( 1 ) 式	データ提出	※ 電子媒体及び A3版2つ折り製本の1部は監理者用として提出する。			※ 製作図を完成図として提出する場合には、その原因を省略することができる。		
		分類・規格	部 数	備 考																																				
● 施工計画書、施工要領書	( 2 ) 部																																							
● 施工図、製作図	( 2 ) 部																																							
● 前述他、各資料は PDF 等のデータに整理し、電子媒体により提出する。																																								
分類・規格	部 数	備 考																																						
原因 (A1判)	( 1 ) 部																																							
A1判 2 つ折り製本	( 1 ) 部	白焼き CAD 出力																																						
A3判2つ折り製本	( 3 ) 部	白焼き CAD 出力																																						
電子媒体	( 1 ) 式	データ提出																																						
※ 電子媒体及び A3版2つ折り製本の1部は監理者用として提出する。																																								
※ 製作図を完成図として提出する場合には、その原因を省略することができる。																																								
	株式会社 NTT ファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (へ) 第14884号	一級建築士登録 第 324842 号 佐々木 千都	担当	特記 管理番号	管理番号 2HM-12-9S4-1	工事名 大阪市立自然史博物館自動火災報知設備改修その他工事	図面名 特記仕様書 (3) 縮尺 A1: ——— A3: ———	図面番号 E - 04 年月日 2022年 10月	区分 電気																															





<p>○ 2.18.2 施工の試験</p>	<p><b>第18節 施工の立会い及び試験</b> 【追記】 (1) (ア) 接地抵抗の測定回数は次による。 接地極埋設時及びコンクリート打設後 月 1 回測定 (エ) 照度測定箇所は次による。 一般照明の照度測定：各部屋 2 箇所以上 平面図に測定位置、高さを記載したものと各部屋の設計照度と測定値を一覧表にまとめて提出する。 【置換】 (1) (オ) 非常用の照明装置は、表 2.18.3 によるほか、次により照度測定を行う。 非常照明の照度測定：各部屋 2 箇所以上 平面図に測定位置、高さを記載のうえ提出する。 【追記】 (3) 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけて全数3回以上確認する。負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し確認する。中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。</p>	<p>第5編 発電設備工事</p>	<p><b>第2章 施工</b> <b>第7節 施工の立会い及び試験</b> 【追記】 (2) 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけて全数3回以上確認する。負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し確認する。中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。 【追記】 (2) 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。 【追記】 (2) 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。 【追記】 (2) 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。 【追記】 (2) 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。 【追記】 (2) 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。 【追記】 (2) 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。</p>	<p>第7編 中央監視制御設備工事</p>	<p>○ 1.4.2 監視操作装置 【追記】 (カ) 機能など (a) スイッチによるキー操作の禁止を指定できる構造とし、特記がなければ監視と操作のレベル分けを行うものとする。 (b) 装置本体の故障を表示灯、ブザー、音声などにより容易に判別できる機能を有するものとする。 (キ) 監視パソコン用机・椅子、プリンタは必要数納入する(本工事に含む)。 【置換】 電源装置は、1.3.5「電源装置」によるほか、停電時に継続して監視・制御が可能な十分な容量を持ったものとする。 <b>第2章 施工</b> <b>第1節 据付け</b> 【置換】 機器の据え付けは、第6編2.13.2「機器の据え付け」によるほか、以下による。 (ア) 中央監視設備の機器類は、保守点検、誘導障害防止、操作などの関係により、以下について考慮する。 ・装置の前後に、十分な保守用空間を設ける。 ・誤動作防止及びシステムダウンなどの原因となるノイズ対策を図る。 <b>第3節 施工の立会い及び試験</b> 【追記】 (エ) 連動制御については、連動設定表を作成すること。連動表については、連動する設備の設計者、監理者、施工者に内容を確認し押印等をうけること。 (2) 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけて全数3回以上確認する。負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し確認する。中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。</p>
<p>第3編 受電設備工事</p>	<p><b>第1章 機材</b> <b>第1節 キュービクル式配電盤、第3節 変圧器盤、第6節 開放形配電盤</b> 【置換】 (1) (ア) 遮断器は、表 1.1.9 に示すいずれかの規格によるほか、次による。 ① 漏電遮断機 (ELCB) ELCB の選定は、内線規程によるものとする。 ELCB の選定にあたり、納入機器の推奨感度電流値もしくは漏れ電流値を製造者に確認し、設計者及び監理者に書面にて報告の上、その仕様を決定すること。該当機器類の納入仕様書等には推奨感度電流値または漏れ電流値を記載すること。漏れ電流値によりELCBを選定する場合、感度電流値は漏れ電流値の2倍以上とすること。 ② サーバールームなど重要室の空調機用 ELCB の場合 サーバールームなど重要室の空調機用 ELCB の感度電流値は、原則 100mA 以上の中感度形とし、空調機には必ず接地を施すこと。また、機器メーカー変更にも対応できるように感度電流値可変タイプとすること。 (2) 地線監視装置、漏電リレー (ELR)は感度電流値可変型とし、納入機器の感度電流値もしくは漏れ電流値を製造者に確認し、設計者及び監理者に書面にて報告の上、その仕様を決定すること。 <b>第2章 施工</b> <b>第3節 施工の立会い及び試験</b> 【追記】 (4) 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけて全数3回以上確認する。負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し確認する。中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。 ○ 2.3.3 施工の試験 【追記】 (4) 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけて全数3回以上確認する。負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し確認する。中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。 ○ 2.3.4【追加】 保安形態 (1) 受電設備の法定点検実施形態は以下による。 ○ 全停電にて実施 ○ 電源供給しながら実施 ○ 他系に切り替える場合(共通設備がある場合)は停電が発生 ○ 他系に切り替える場合でも無停電で実施 上記にて「電源供給しながら実施」を選択した場合、停電制御、停電時負荷規制の制御フロー図を機器製作図に記載すること。また、法定点検時において、電源供給が可能なよう、概略法定点検手順を検討し、総合連動試験時に実施可能なことを確認すること。</p>	<p>第6編 通信・情報設備工事</p>	<p><b>第1章 機材</b> <b>第4節 端子盤・機器収容ラック等</b> 【追記】 (1)(イ) (m)電話端子盤内に他設備用端子などを設ける場合は、1.2mm以上の鋼板製セパレータ(着脱可能なもの)を設けること。 <b>第13節 監視カメラ装置</b> 【追記】 (11) デスクトップタイプの監視装置の場合は、監視パソコン用机・椅子を必要数納入すること。尚、監視パソコンの転倒防止処置を施すこと。 <b>第15節 防犯・入退室管理装置</b> 【追記】 (8) 監視パソコン用机・椅子、プリンタは必要数納入すること。尚、監視パソコンの転倒防止処置を施すこと。 <b>第2章 施工</b> <b>第14節 構内交換設備</b> 【追記】 (オ) 壁掛け型電話機は、原則として受話器の落下防止策を施すこと。 <b>第18節 誘導支援設備</b> 【追記】 (3) 壁掛け型受話機は、原則として受話器の落下防止策を施すこと。 <b>第24節 自動火災報知設備</b> 【追記】 (9) 消防防災システム、総合操作盤及び防災センター(東京都のみ)の評価制度を受ける場合の申請図書作成および申請費用は、本工事に含む。 (10) 熱感知器および感知器用配線と発電装置排気筒断熱材表面の離隔は500mm以上設けること。 <b>第25節 自動閉鎖設備 (自動閉鎖機構)</b> 【追記】 (4) 防火シャッターには降下中の警報用電子ブザーを設けること。</p>	<p>○ 2.1.1 機器の据付け ○ 2.3.2 施工の試験</p>	
<p>第4編 電力貯蔵設備工事</p>	<p>○ 3.3.2 施工の試験 【追記】 (2) 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけて全数3回以上確認する。負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し確認する。中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。</p>	<p>○ 2.18.2 機器の取付け ○ 2.24.2 機器の取付け ○ 2.25.2 機器の取付け</p>			

別表-1 機器の取付け高さ  
壁取付け機器の取り付け高さは、図面に記載のない場合は原則として以下による。

名 称	測 定	取り付け高さ [ mm ]
ブラケット (一般)	床上へ中心	2,100
ブラケット (踊場)	"	2,500
ブラケット (鏡上)	鏡上端へ中心	150
スイッチ (一般)	床上へ中心	1,300
スイッチ (多機能使用)	"	1,000
コンセント、電話用70V用、テレビ端子 (一般)	"	300
コンセント、電話用70V用、テレビ端子 (和室)	"	150
コンセント、電話用70V用、テレビ端子 (台上)	台上へ中心	150
コンセント (土間)	床上へ中心	800
引込開閉器箱 (低圧)	床上へ上端	1,500
分電盤、制御盤、実験盤	床上へ中心	1,500 (上端 1,900 以下)
開閉器箱	"	1,500
電磁開閉器用押しボタン	"	1,300
接地用端子箱	地上、床上へ中心	500
試験用接続端子箱	床上へ下端	800
接地極埋設器	地上へ中心	600
給油ボックス	地上へ給油口	1,000
室内端子盤 (廊下・室内)	床上へ下端	300
中置端子盤 (EPS・電気室)	地上へ中心	1,500
観時計	"	1,500 (上端 1,900 以下)
子時計、スピーカ	"	(天井高)×0.9
アッテネータ	"	1,300
表示盤	"	(天井高)×0.9
発信器 (出退表示用)	"	1,300
外部受付用インターホン (子機)	"	標準図による
壁付インターホン (上記以外)	"	1,300
呼出ボタン (多機能使用)	"	900
復帰ボタン ( )	"	1,800
廊下表示灯 ( )	"	2,000
テレビ機器収容箱	天井下へ上端	200
火報受信機 (複合盤)	床上へ操作部	800~1,500
副受信機	地上へ中心	1,500
自動報機収容箱	"	800~1,500
発信機	"	800~1,500
警報ベル	"	(天井高)×0.9
表示灯	"	(天井高)×0.9
連動制御器 (自動閉鎖)	"	1,500
ガス漏れ検知器 (LP ガス)	"	床面から上端300以内
ガス漏れ検知器 (都市 ガス)	天井面へ中心	(天井面)-200

注) 呼出ボタン (多機能トイ) の取り付け高さ (400) は床に転倒した時を考慮した高さを示す。  
【備考】 (天井高) × 0.9 及び (天井高) × 0.8 は天井高が 2,500~3,000mm の場合に適用する。天井高 3,000mm 以上の場合及び上記取り付け高さにおいて、機器の使用に支障が生じる場合は監理者と協議する。



点数表

中継器盤名称	階	監視・制御 監視 制御 復帰	自火報設備		消火設備				防火・防排煙設備				ガス漏れ設備				その他								自動試験機 能付感知器	アドレッシング 付感知器	伝送系統																					
			監視	制御	消火ホーン	消火ホーン	N.N.O.O	冷温異常	スプリンクラ	防火戸・シャッター	防火シャッター	防煙口	排煙機	専用感知器	垂れ壁	排煙窓	業務用自動ガス遮断弁	ガス漏れ検知器	YM式オートマンロック作業者	機械警備	電気錠	誘導灯信号装置	非常放送アンテナ	中央監視盤			オペレーター制御盤	エレベーター監視盤	自動ドア監視盤	監視	中継器																	
R-2	d	3F																																														
R-1	d	2F																																														
R-B1-1	e	B1F			10	27				6	1	9																																				
複合GR型受信盤		B1F																																														
R-B1-2	e	既設			29		5		1																																							
合計			29		15	27	1	1		13	3	14	2	2	1	14	1	12	1	1	6	8	4	2	1	1																						

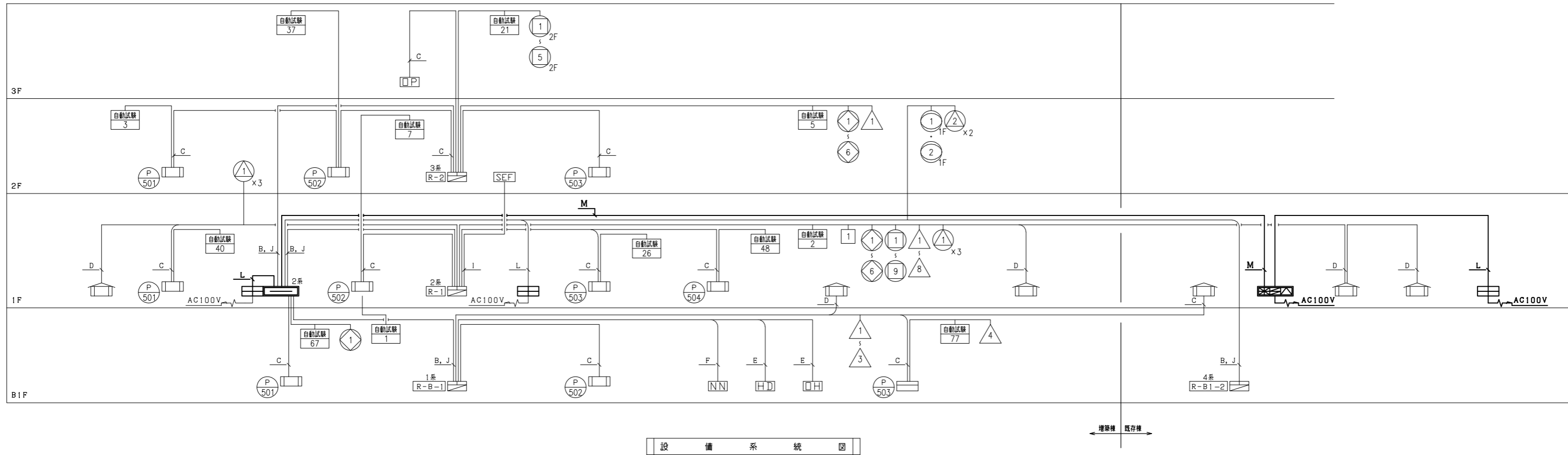
階	自動試験機能付感知器	アドレッシング付感知器	伝送系統	中継器
3F	7			③ ③
2F	59	3		
2F	7			
1F	116	4		② ②
B1F	144	3		① ①
1F				② ②
B1F				
既設		13		④ ④
合計	333	23		

中継器盤寸法 (mm)				
記号	W	H	D	
a	300	400	90	
b	450	700	125	
c	450	1000	125	
d	450	1300	125	
自立型	e	600	2000	250
	f	800	2000	250

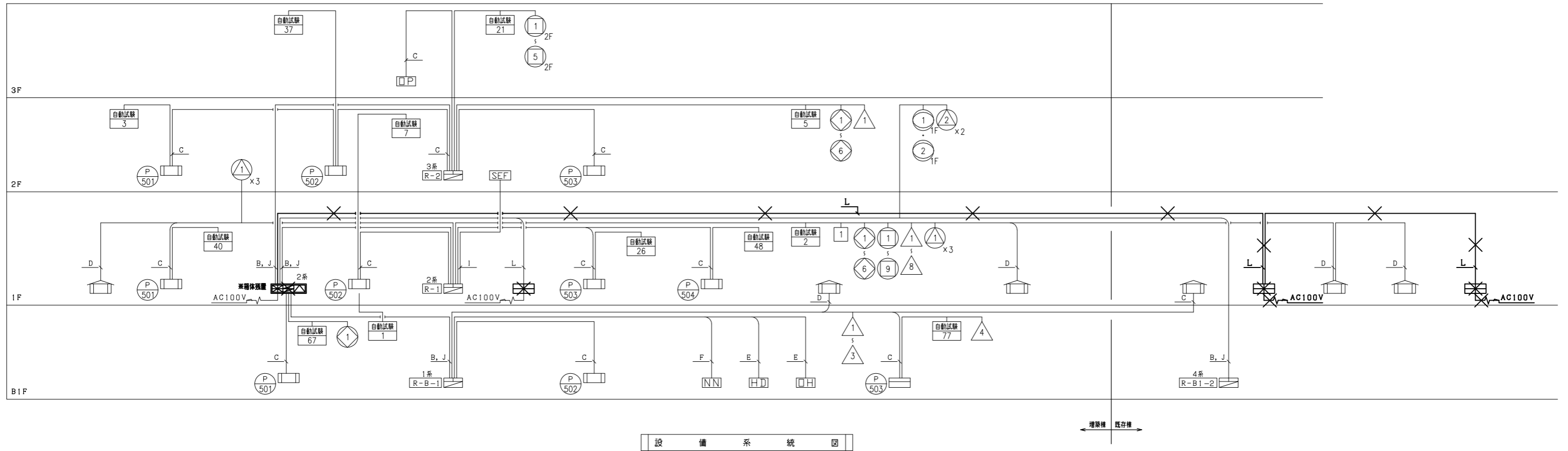
a: 2個用      b: 4個用  
 c: 7個用      d: 11個用  
 e: 16個用     f: 32個用

A	HP1.2-2C	(25)
B	HP1.2-3P	(25)
C	HP1.2-5P	(25)
D	HP1.2-5P	(FEP30)
E	HP1.2-10P	(31)
F	HP1.2-15P	(31)
G	FP-C1.2-3C	(25)
H	FP-C1.2-5C	(25)
I	FP-C1.2-7C	(25)
J	FP-C1.2-20C	(31)
K	AE0.9-4C	(19)
L	AE1.2-5P	(25)
M	EM-HP1.2-3P×4	(既設ケーブルラック) 又は (天井ごがし)
	EM-HP1.2-5P×4	
	EM-HP1.2-10P×3	
	EM-HP1.2-2C	
	EM-HP1.2-4C×2	
	EM-FP-C1.2-20C×3	

※⑤,⑥ 系統は将来用



A	HP1.2- 2C	(25)
B	HP1.2- 3P	(25)
C	HP1.2- 5P	(25)
D	HP1.2- 5P	(FEP30)
E	HP1.2-10P	(31)
F	HP1.2-15P	(31)
G	FP-C1.2-3C	(25)
H	FP-C1.2-5C	(25)
I	FP-C1.2-7C	(25)
J	FP-C1.2-20C	(31)
K	AE0.9- 4C	(19)
L	AE1.2- <sup>o</sup> 5P	(25)

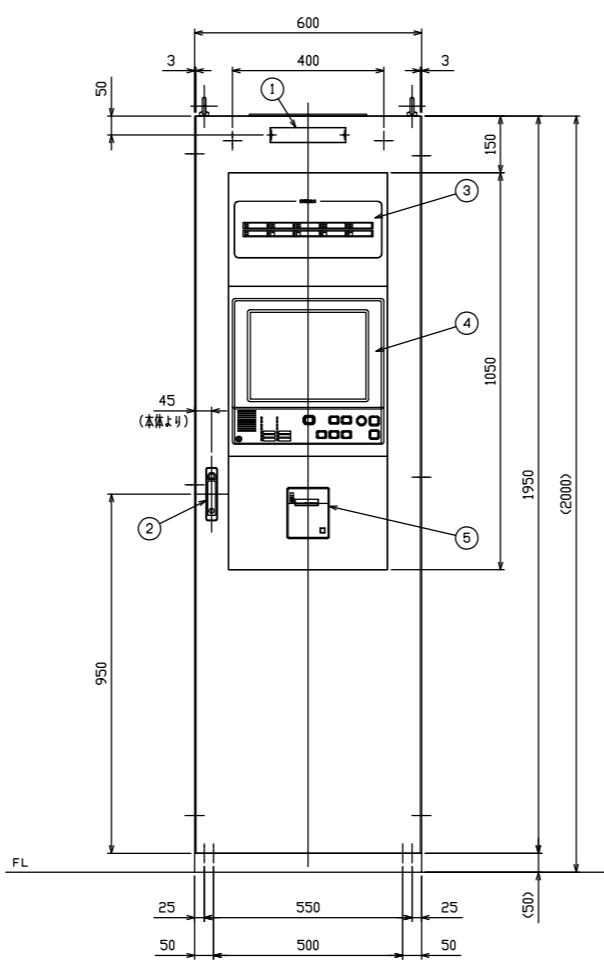
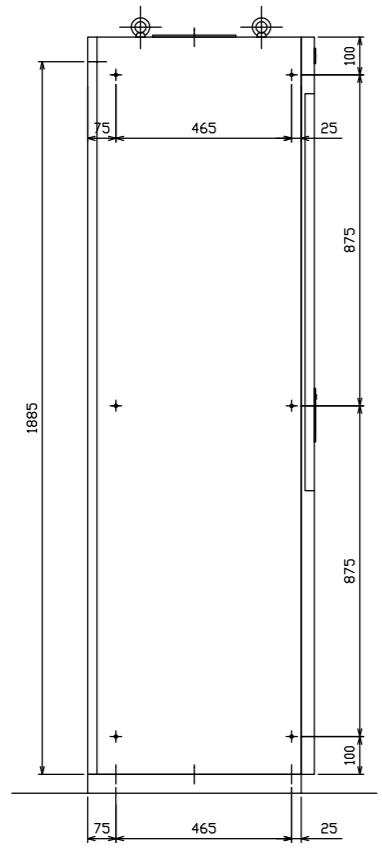
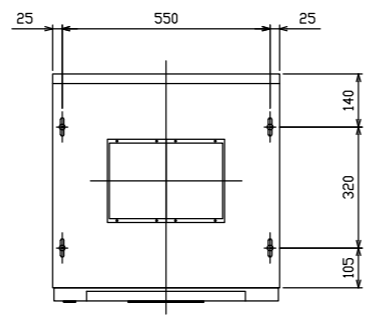


※図中、Xは撤去を示す。



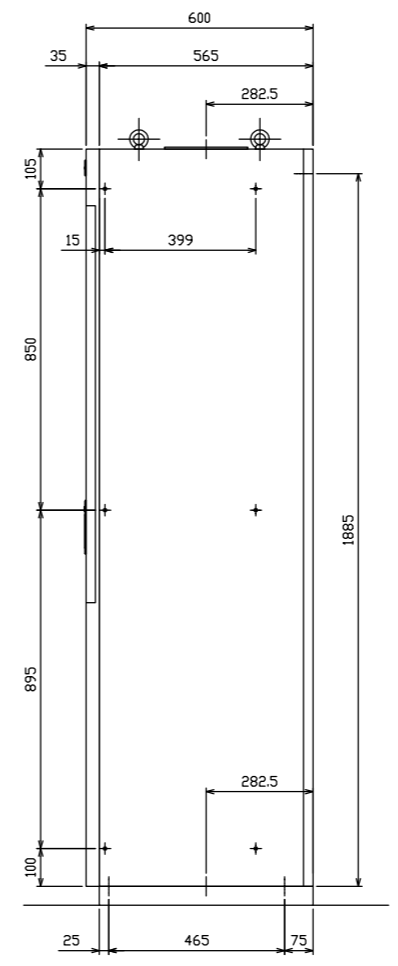
仕 様	
複合GR型受信機 参考型番：R-26C	
国検型式番号（参考） 受第 30~3 号	
材 質 t2.3 鋼板	
仕 上 焼付塗装	
色 :YA・95-S4	
(マンセル近似値 5Y8.0/0.2)	
ツヤ：半ツヤ	

記号	名称	
1	装置銘板 ナイロンリベット2点止め 200×40×t3 文字高20 丸ゴシック体 裏面彫刻 黒色 地色 白色	
	2	ハンドル タキゲン A-160-A-1-1 キーNo.0200
	3	防災諸表示部
	4	複合GR型受信機 表示・操作部
5	受信機プリンター	



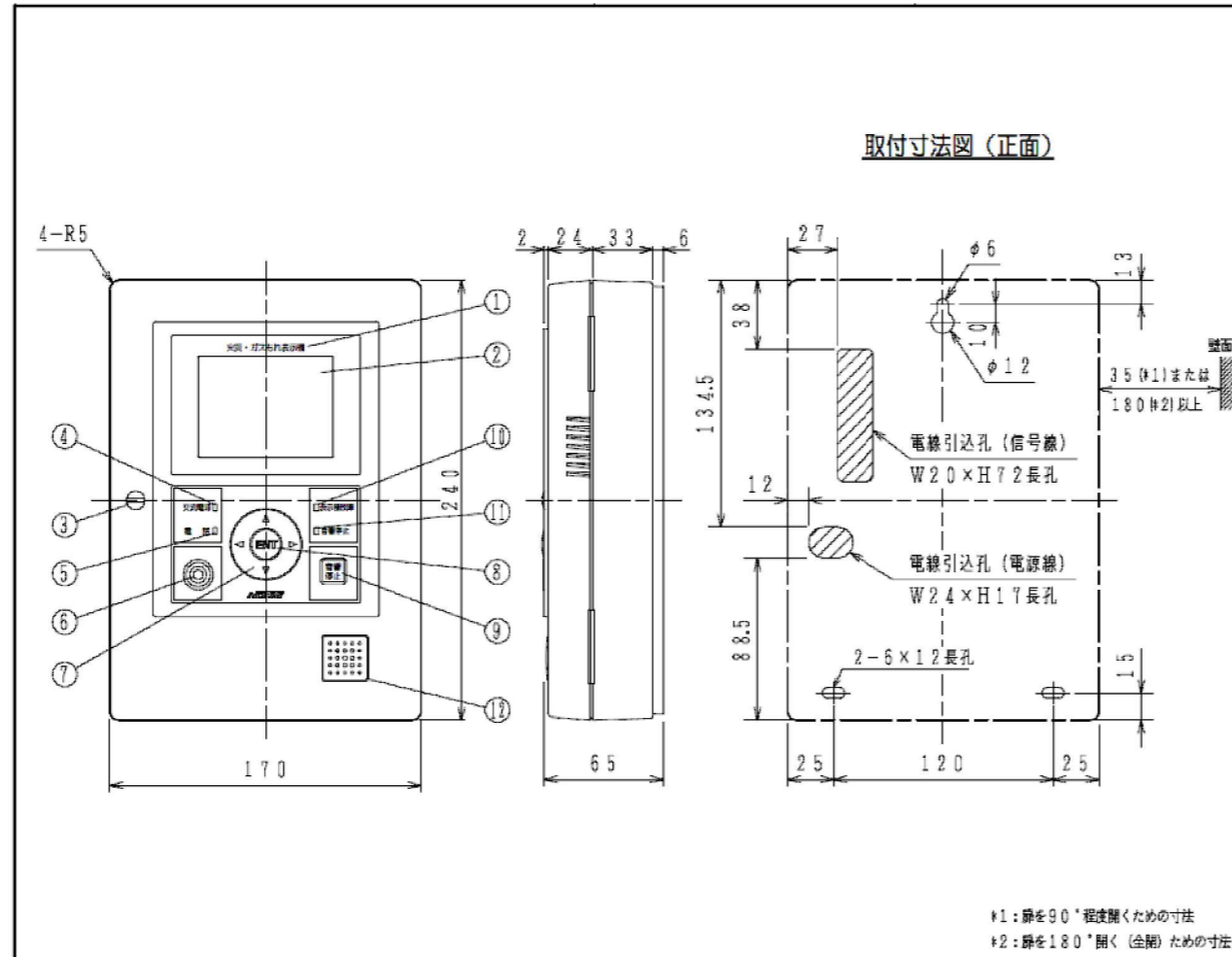
◇ 新設 火災受信盤 参考図 ◇

・シリーズ名（参考）：R-26C 相当品  
・参考型式：特）FCRGJ004-J-1530  
【予備電源10AH，32接点出力】



\*既存設備機器メーカー：能美防災株式会社

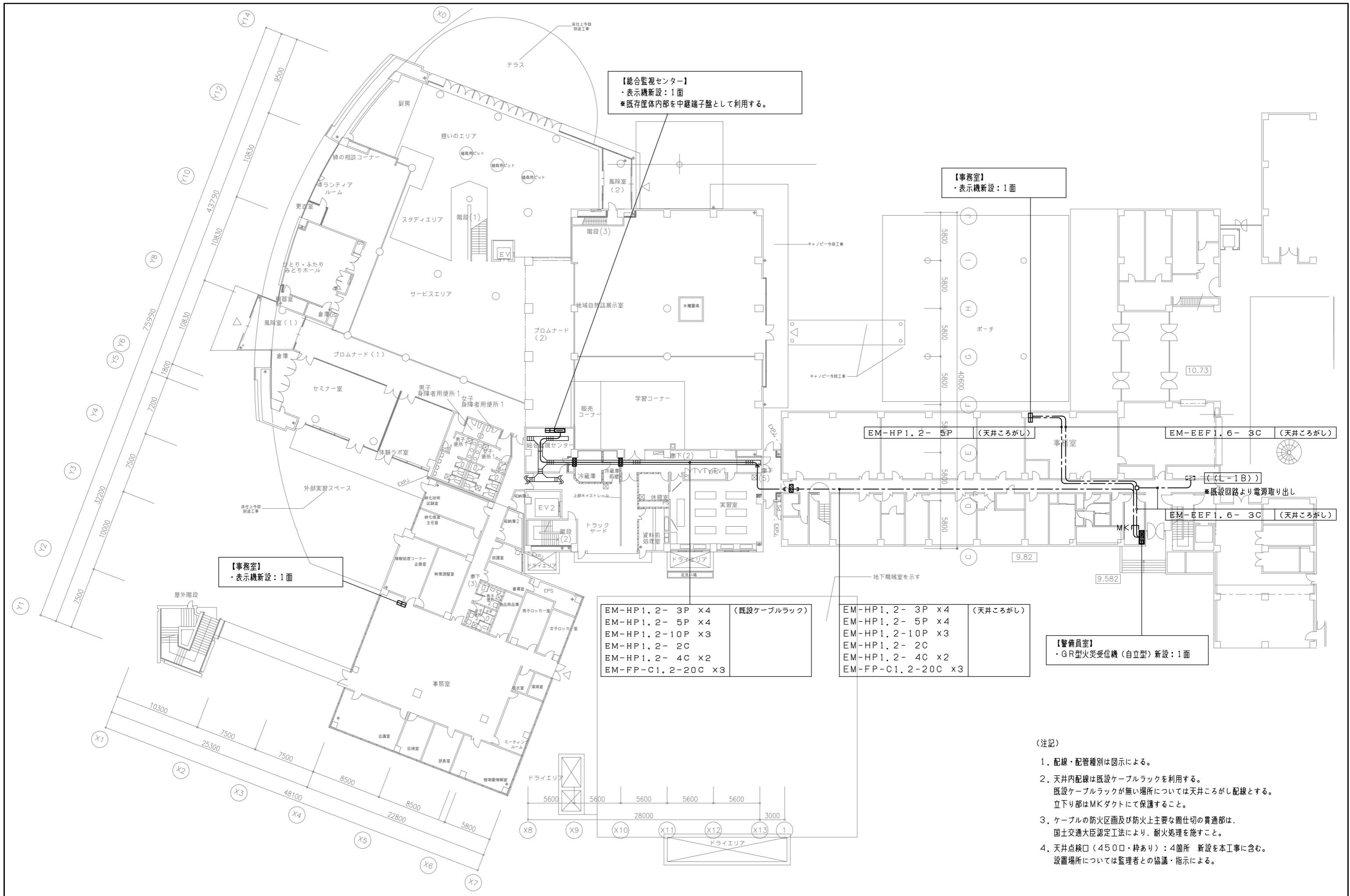
A・電線引込穴	300×200角穴 (2分割t5ベーク板カバープレート付)
B・電線引込穴	470×435角穴 (2分割カバープレート付)
C・本体取付穴	2-φ15
D・吊りボルト取付穴 (兼ダクト連結穴)	4-φ15
E1・ベース取付穴	2-φ12
E2・ベース取付穴	2-φ12
F・盤間連結穴	12-φ10



仕 様	
(1) 種別	メッセージ表示機
(2) 構造	露出、壁掛型
(3) 主電源	AC100V±10%、50/60Hz
(4) 予備電源	密閉型蓄電池内蔵DC9.6V、0.6Ah
(5) 消費電力	〔平常時〕最大 5VA 〔作動時〕最大 6VA
(6) 接続可能受信機・主中継器(リンクモジュール)	R-17/21、R-22/24/26シリーズ
(7) 音響装置	スピーカー内蔵(音響+音声)
(8) 液晶表示(LCD:3.5型TFTカラー)	火災地区表示 ガスもれ地区表示 端末装置作動地区表示 試験状態表示 表示機故障表示
(9) 使用温度範囲	0℃~40℃
(10) 使用湿度範囲	20%~85%(結露なきこと)
(11) 主材	ABS樹脂
(12) 仕上げ	オフホワイト(マンセルN9.3相当)
(13) 質量	1.1kg

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
1	装置名	5	電話灯(赤)	8	ENTスイッチ	11	音響停止灯(赤)
2	地区表示部(液晶表示)	6	電話ジャック		[火災/ガスもれ表示切替用、保守設定用]	12	音響孔
3	コインネジ	7	十字スイッチ(上・下・左・右)	9	音響停止スイッチ		
4	交流電源灯(緑)		[後続表示送り用、保守設定用]	10	表示機故障灯(赤)		

新設 表示機 参考図



【総合監視センター】  
 ・表示機新設：1面  
 ※既存筐体内部を中継端子盤として利用する。

【事務室】  
 ・表示機新設：1面

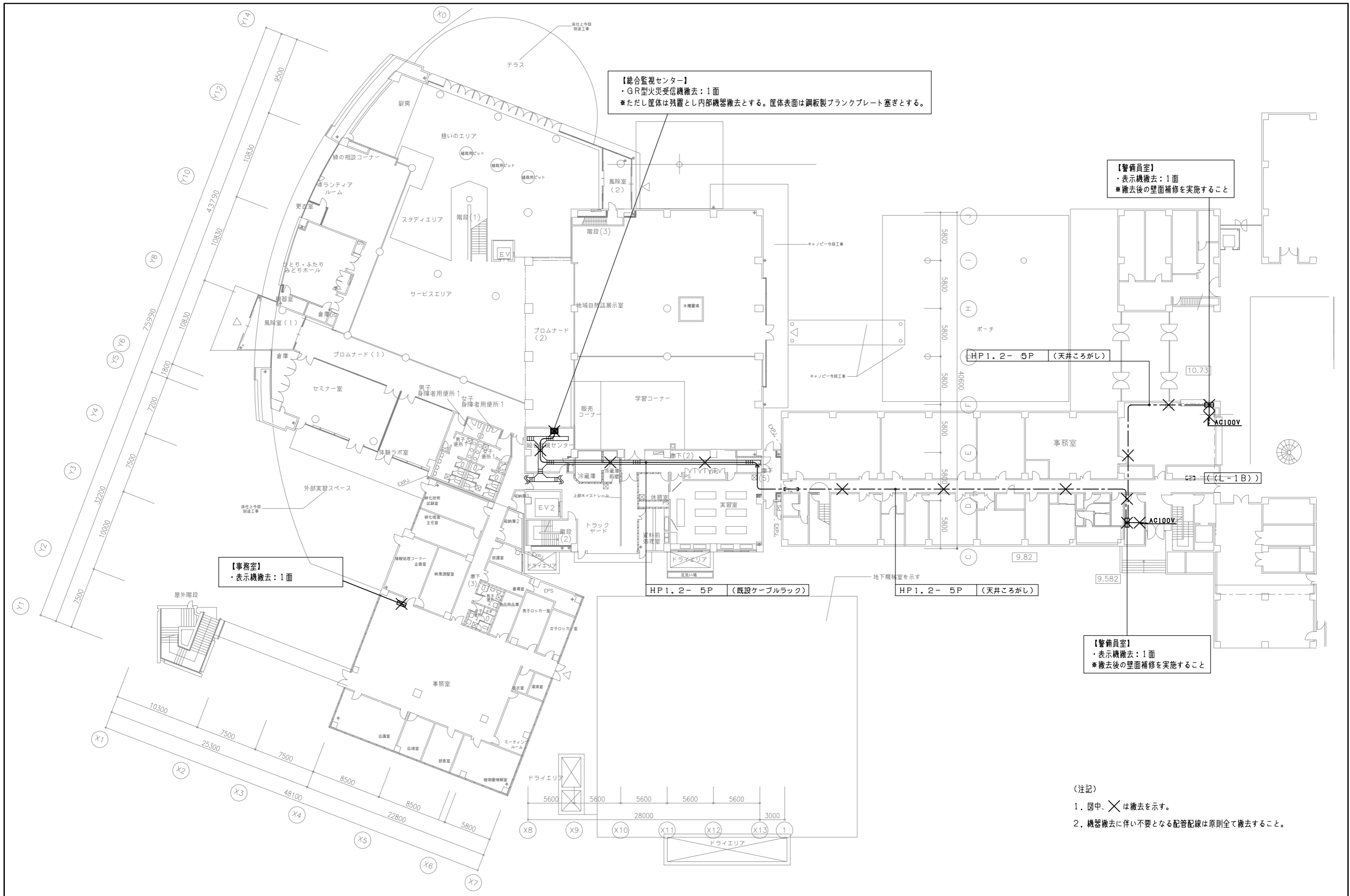
【事務室】  
 ・表示機新設：1面

EM-HP1.2-3P x4 (既設ケーブルラック)  
 EM-HP1.2-5P x4  
 EM-HP1.2-10P x3  
 EM-HP1.2-2C  
 EM-HP1.2-4C x2  
 EM-FP-C1.2-20C x3

EM-HP1.2-3P x4 (天井ごらし)  
 EM-HP1.2-5P x4  
 EM-HP1.2-10P x3  
 EM-HP1.2-2C  
 EM-HP1.2-4C x2  
 EM-FP-C1.2-20C x3

【警備員室】  
 ・GR型火災受信機(自立型)新設：1面

- (注記)
1. 配線・配管種別は図示による。
  2. 天井内配線は既設ケーブルラックを利用する。  
既設ケーブルラックが無い場所については天井ごらし配線とする。  
立下り部はMKダクトにて保護すること。
  3. ケーブルの防火区画及び防火上主要な貫仕切の貫通部は、  
国土交通大臣認定工法により、耐火処理を施すこと。
  4. 天井点検口(4500・枠あり)：4箇所 新設を本工事に含む。  
設置場所については監理者との協議・指示による。



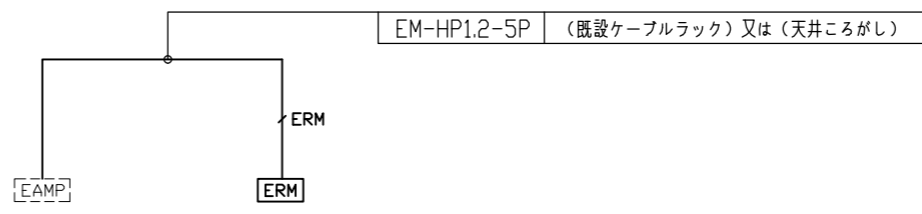
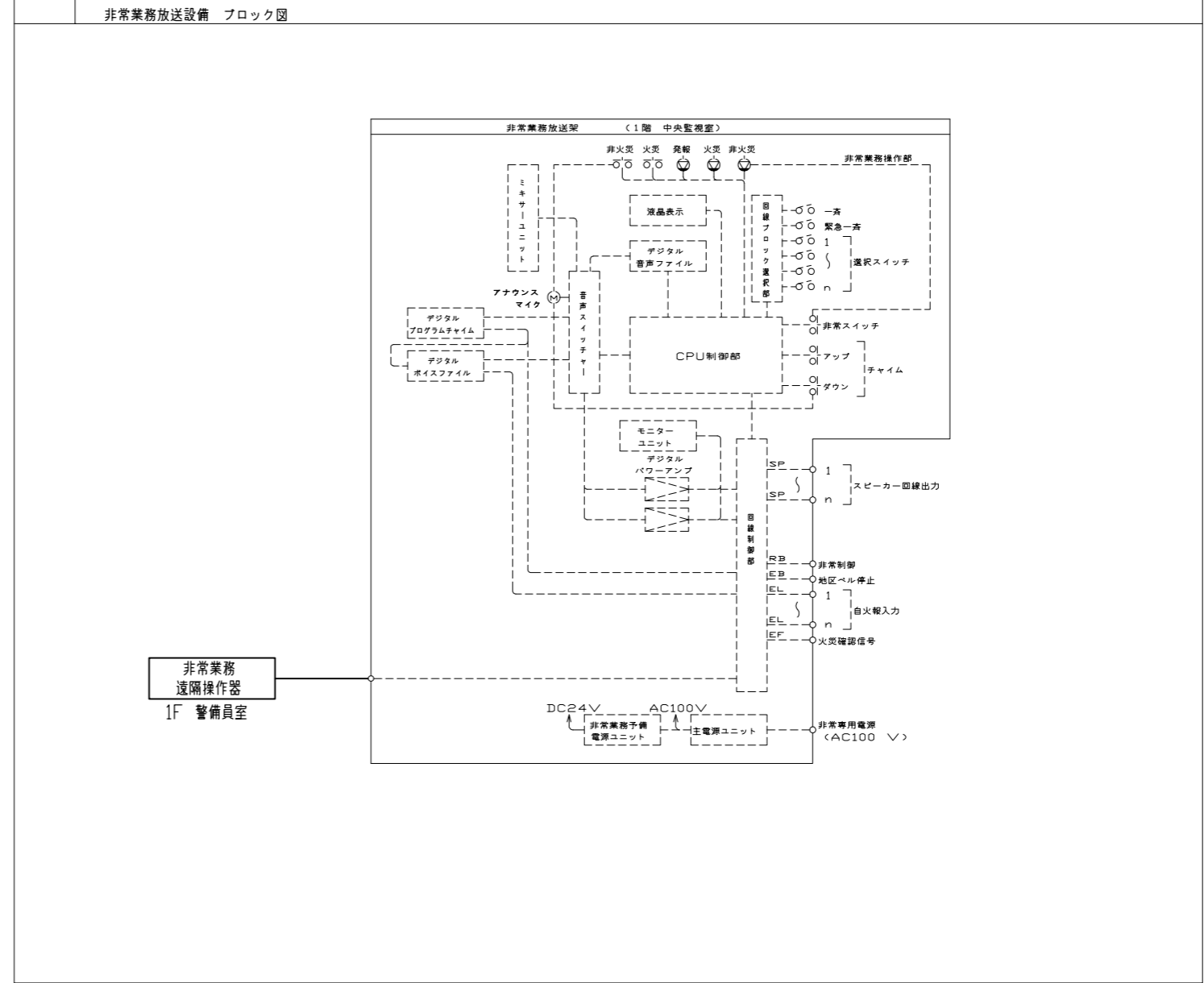
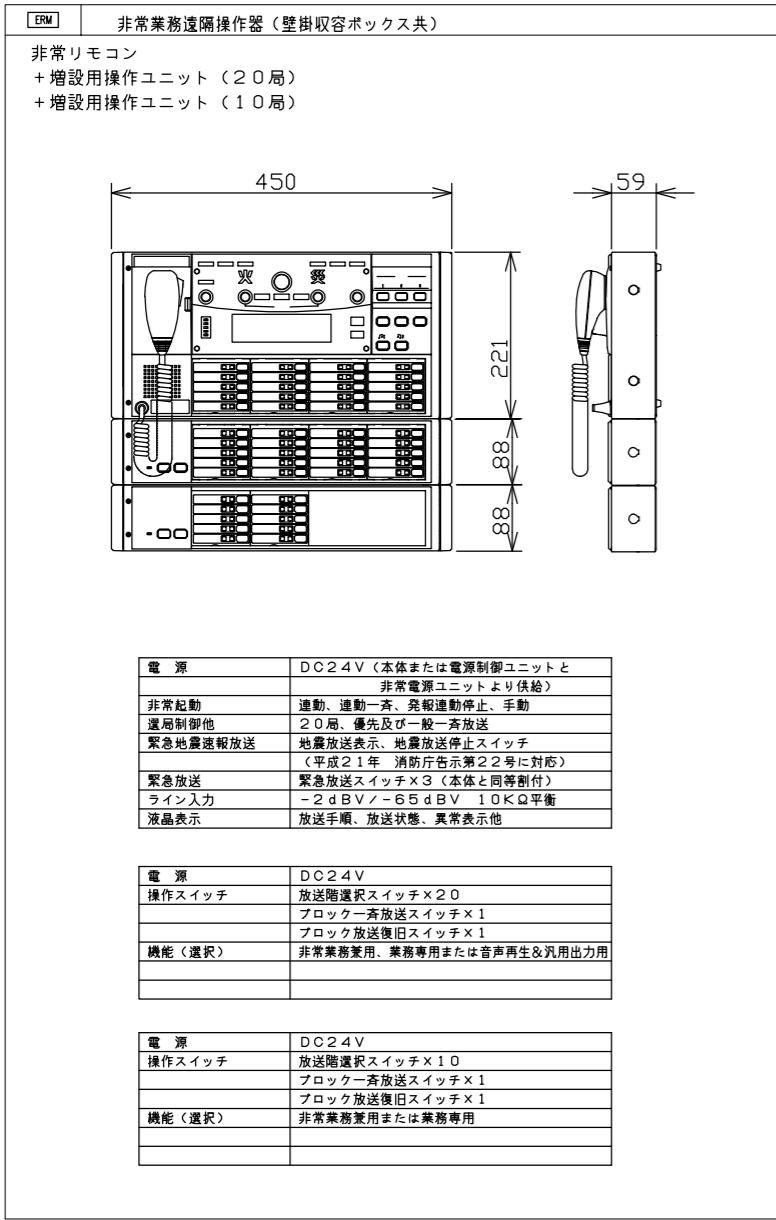
**【総合監視センター】**  
 ・GR型火災受信機撤去：1面  
 ※ただし筐体は残置とし内部機器撤去とする。筐体表面は鋼板製ブラックプレート塞ぎとする。

**【警備員室】**  
 ・表示機撤去：1面  
 ※撤去後の壁面補修を実施すること

**【事務室】**  
 ・表示機撤去：1面

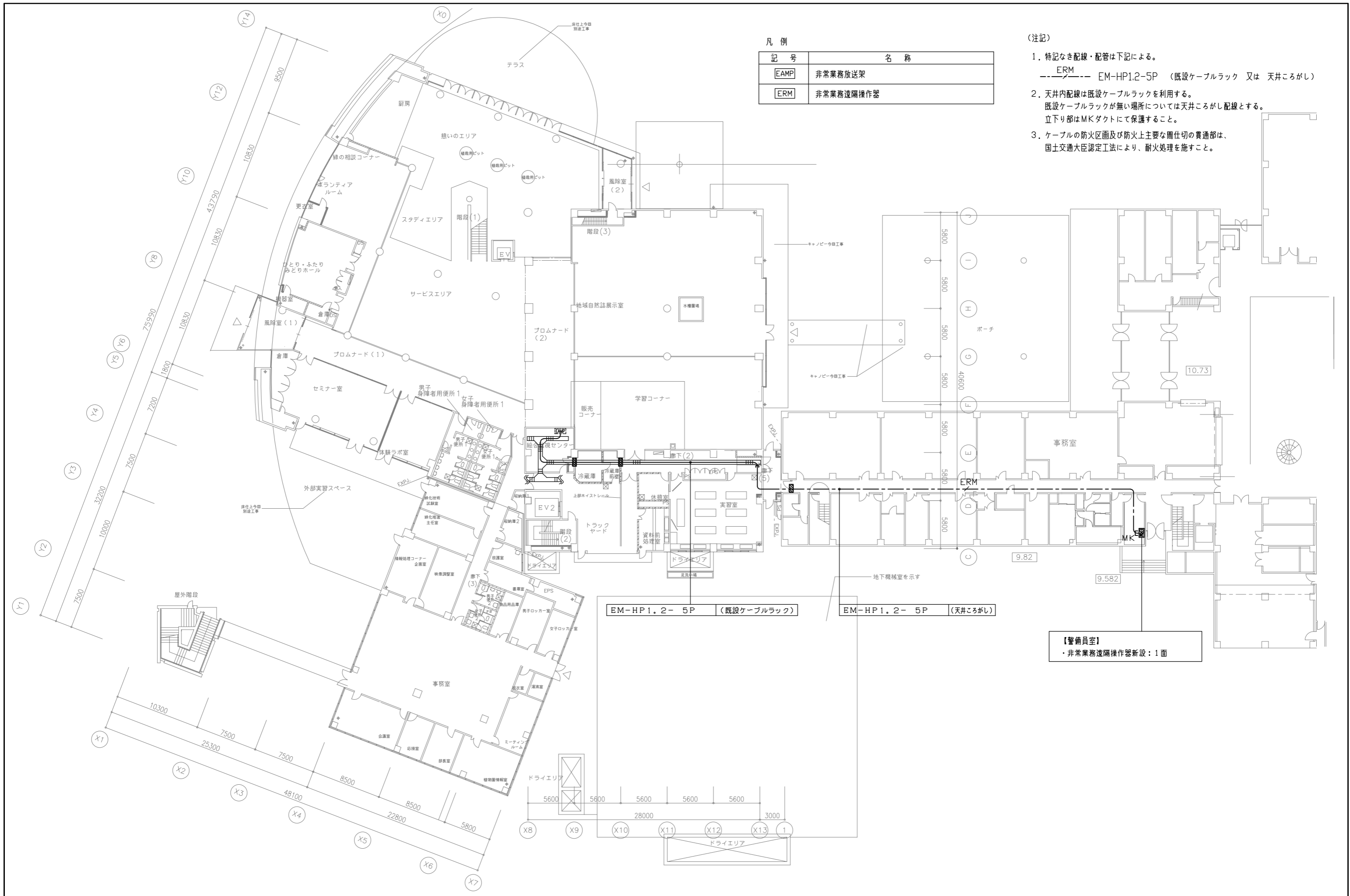
**【警備員室】**  
 ・表示機撤去：1面  
 ※撤去後の壁面補修を実施すること

- (注記)
1. 図中、**X** は撤去を示す。
  2. 機器撤去に伴い不要となる配管配線は原則全て撤去すること。



系統図

\* 既存設備機器メーカー: Panasonic株式会社



凡例

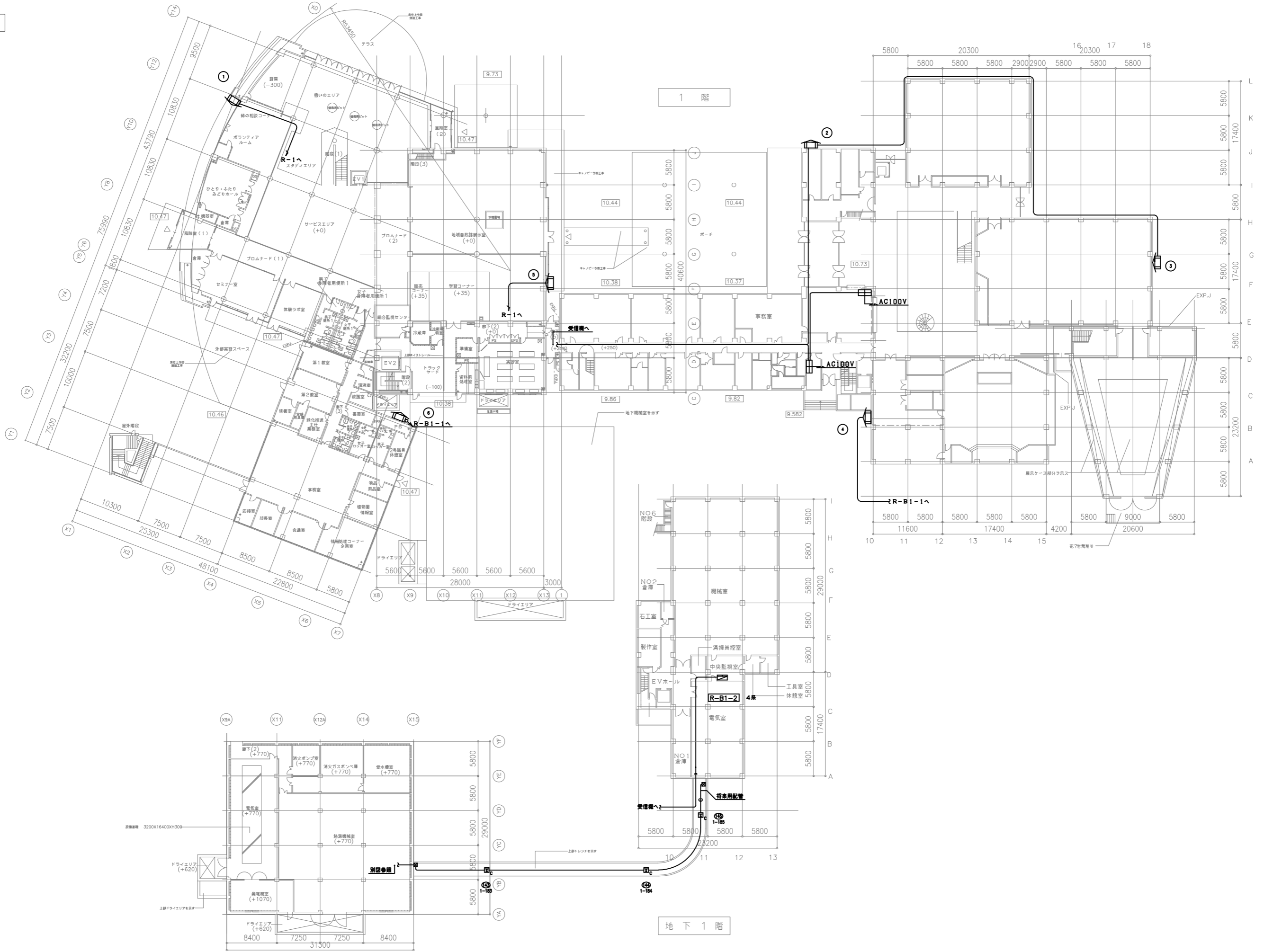
記号	名称
EAMP	非常業務放送架
ERM	非常業務遠隔操作器

- (注記)
- 特記なき配線・配管は下記による。  
ERM --- EM-HP1.2-5P (既設ケーブルラック 又は 天井こころがし)
  - 天井内配線は既設ケーブルラックを利用する。  
既設ケーブルラックが無い場所については天井こころがし配線とする。  
立下り部はMKダクトにて保護すること。
  - ケーブルの防火区画及び防火上主要な箇仕切の貫通部は、  
国土交通大臣認定工法により、耐火処理を施すこと。

EM-HP1.2-5P (既設ケーブルラック)      EM-HP1.2-5P (天井こころがし)

【警備員室】  
・非常業務遠隔操作器新設：1面

既存参考図



株式会社NTTファシリティーズ  
 一級建築士事務所 西日本事業本部  
 大阪府知事登録 (へ) 第14884号

担当

特記

工事名

大阪市立自然史博物館自動火災報知設備改修その他工事

図面名

(既存参考図) 地下1階・1階平面図

図面番号

E-17

区分

電気

縮尺

A1: 1/300

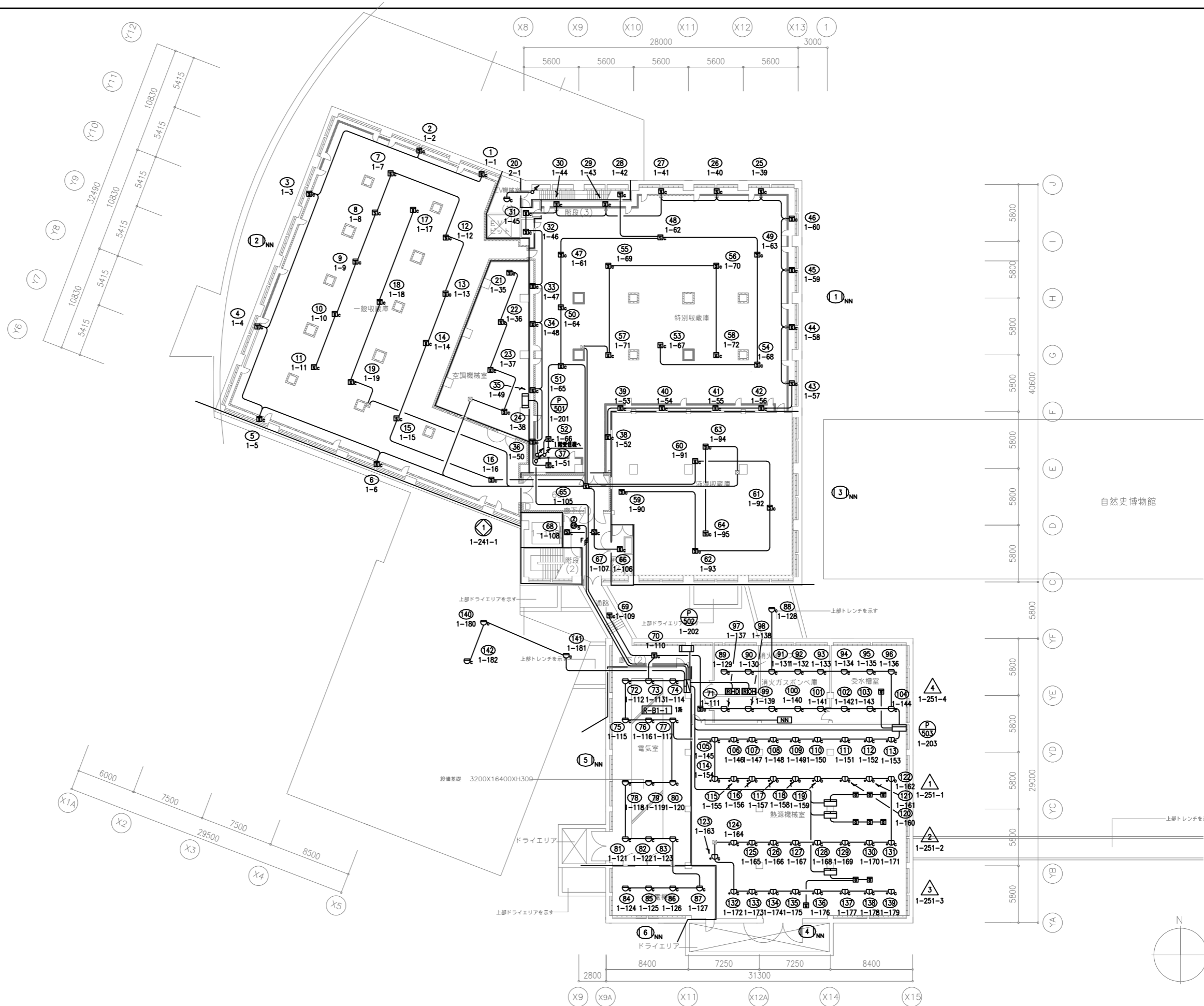
A3: 1/600

年月日

2022年 10月

管理番号 2HM-12-9S4-1

既存参考図





既存参考図



株式会社NTTファシリティーズ  
 一級建築士事務所 西日本事業本部  
 大阪府知事登録 (へ) 第14884号

担当

特記

工事名

大阪市立自然史博物館自動火災報知設備改修その他工事

図面名

(既存参考図) 1階西平面図

図面番号

E-19

区分

電気

縮尺

A1: 1/200

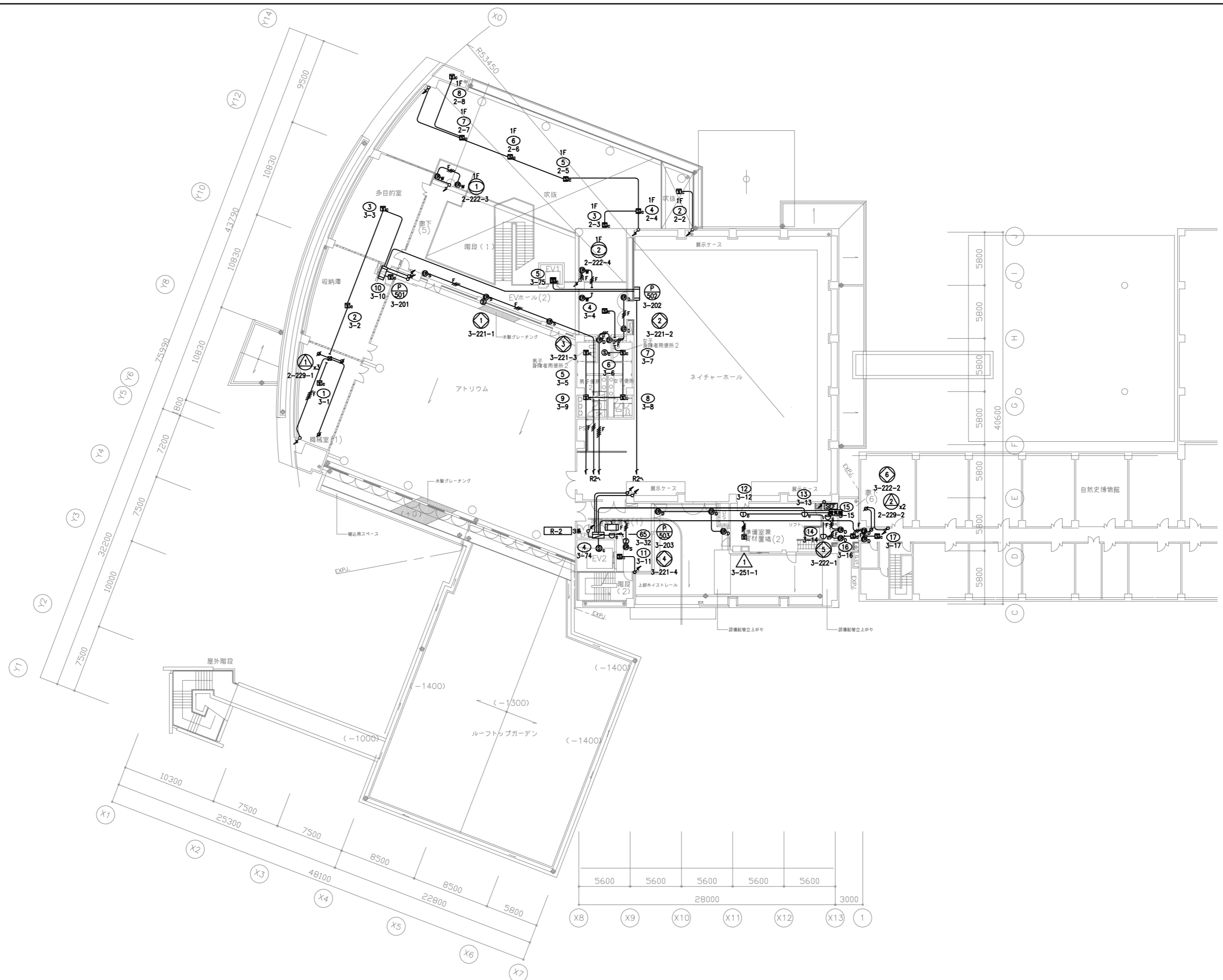
A3: 1/400

年月日

2022年 10月

管理番号 2HM-12-9S4-1

既存参考図



株式会社NTTファシリティーズ  
 一級建築士事務所 西日本事業本部  
 大阪府知事登録 (へ) 第14884号

担当

特記

工事名

大阪市立自然史博物館自動火災報知設備改修その他工事

図面名

(既存参考図) 2階西平面図

図面番号

E-20

区分

電気

縮尺

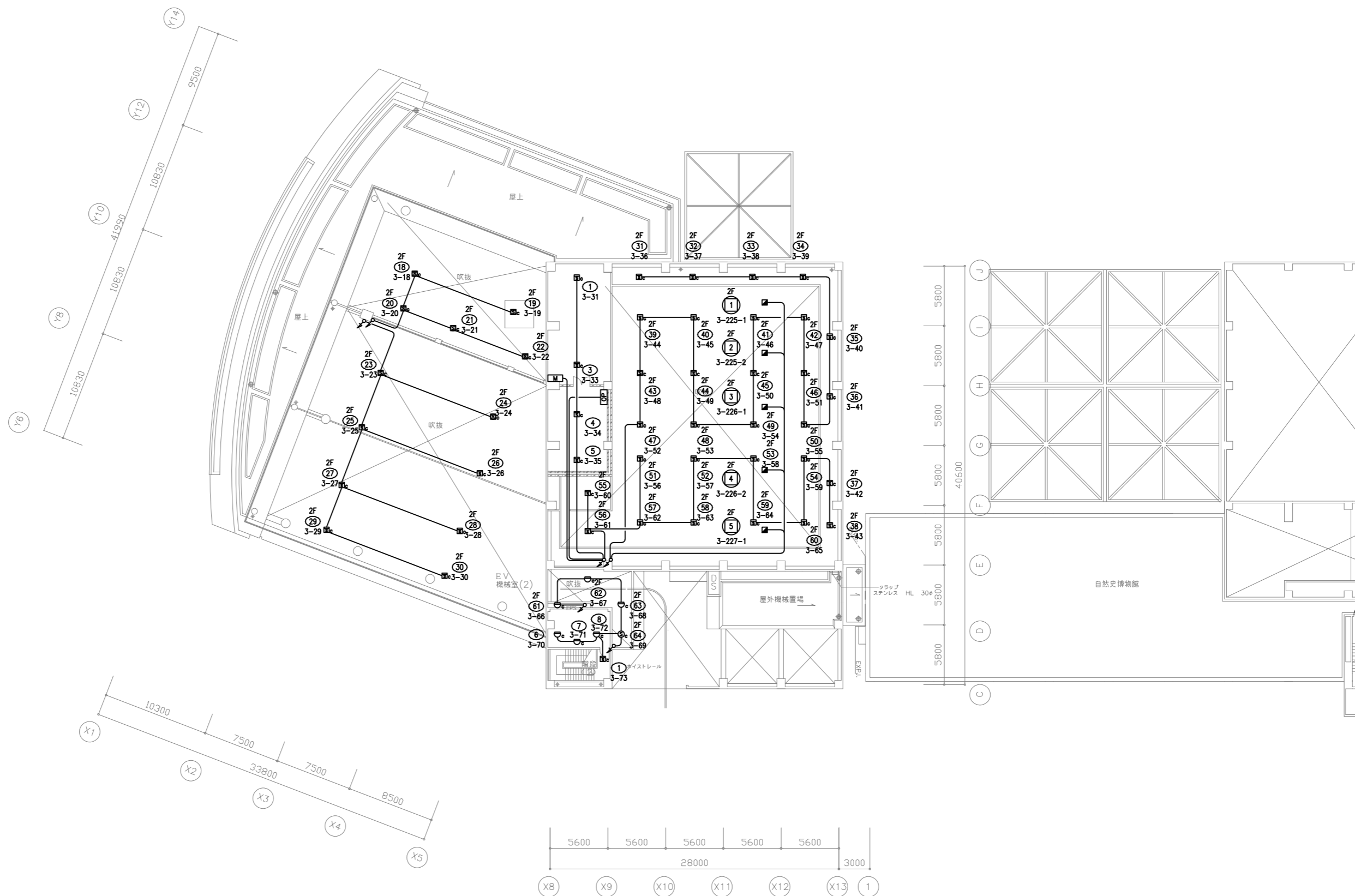
A1: 1/200

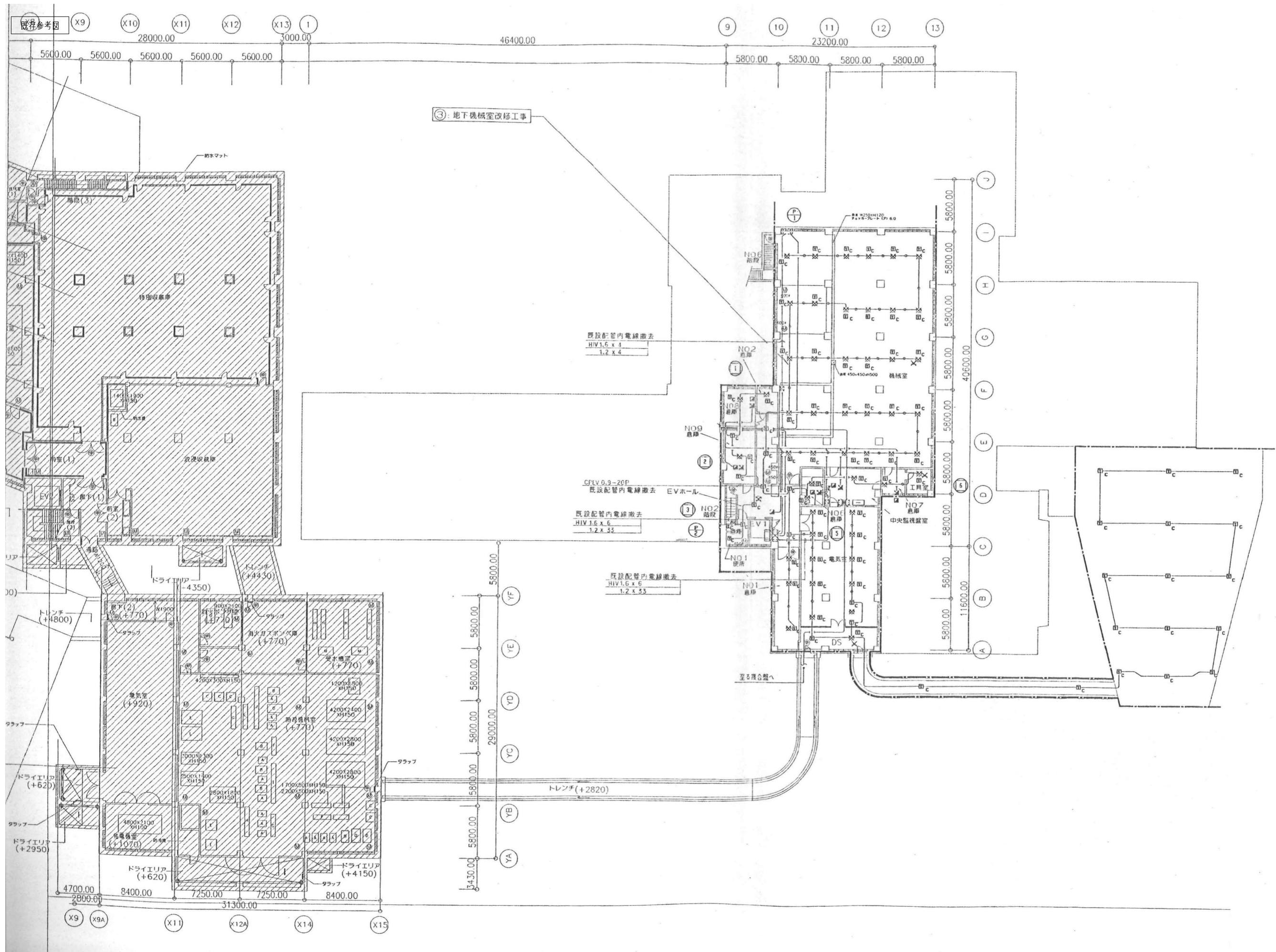
A3: 1/400

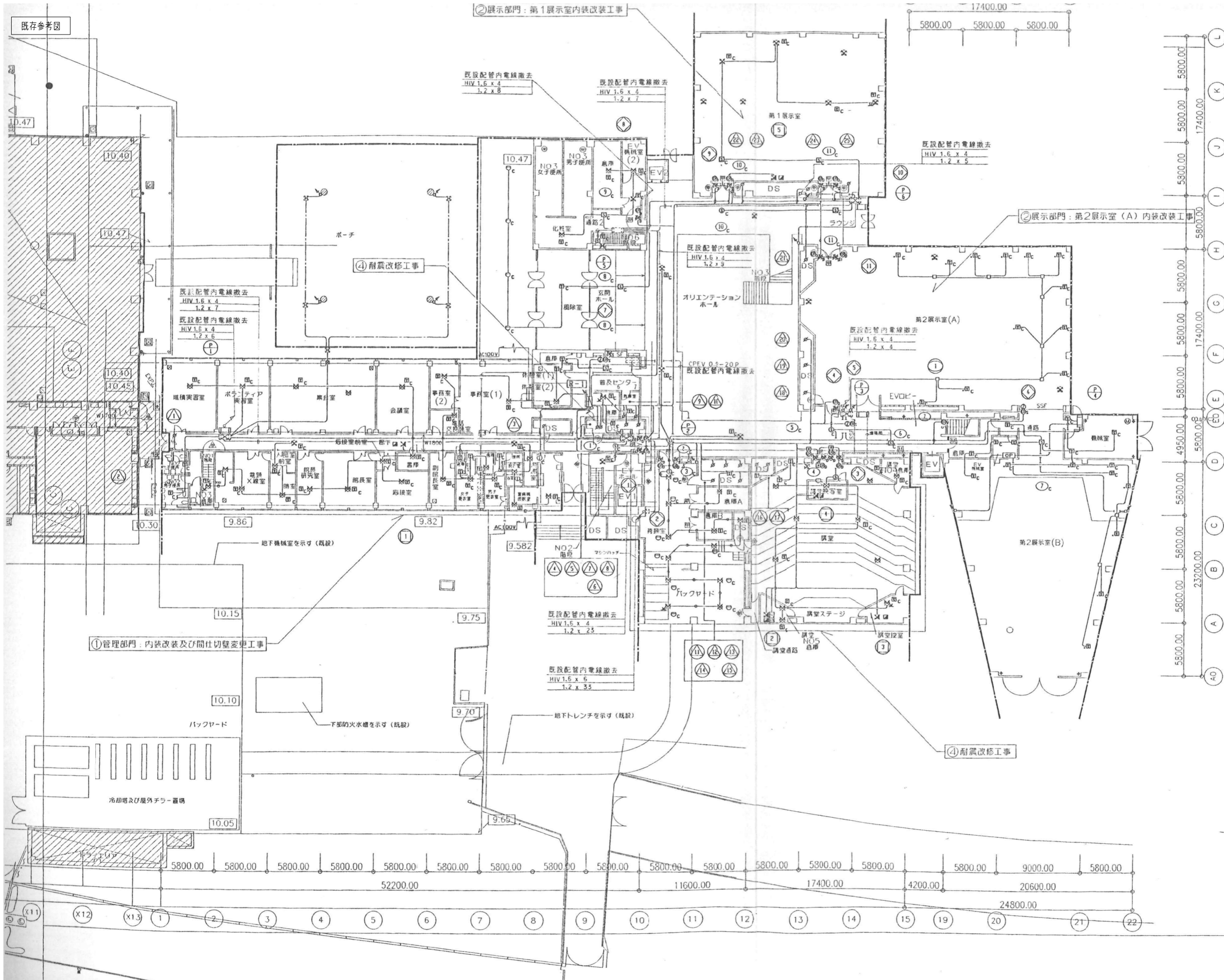
年月日

2022年 10月

管理番号 2HM-12-9S4-1

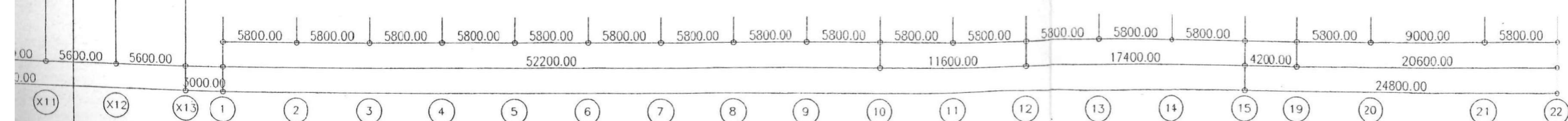
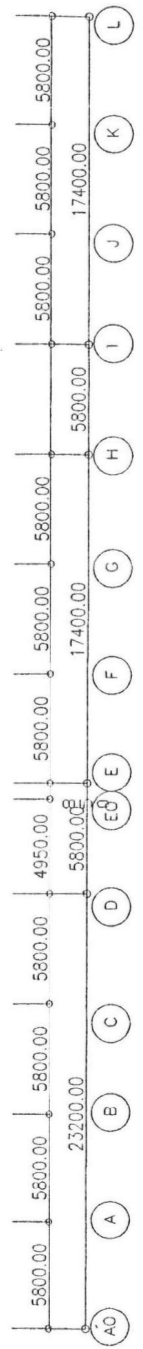
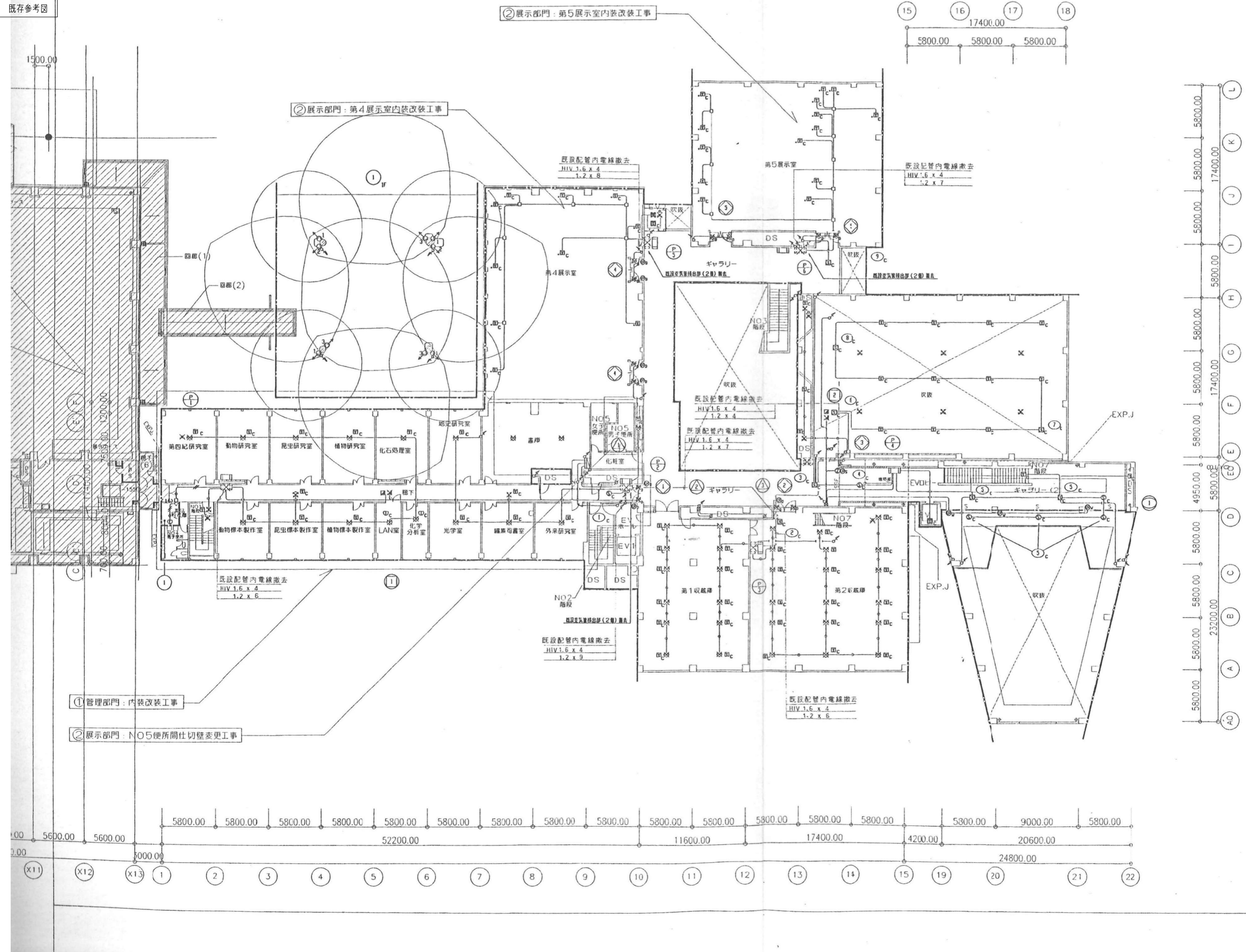






	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (へ) 第14884号	担当  特記	工事名 大阪市立自然史博物館自動火災報知設備改修その他工事  管理番号 2HM-12-9S4-1	図面番号 (既存参考図) 1階東平面図 E-23 年月日 2022年 10月	区分 電気
	縮尺 A1: 1/200    A3: 1/400			図面番号 E-23	

既存参考図



株式会社NTTファシリティーズ  
 一級建築士事務所 西日本事業本部  
 大阪府知事登録 (へ) 第14884号

担当

特記

工事名

大阪市立自然史博物館自動火災報知設備改修その他工事

図面番号

(既存参考図) 2階東平面図  
E-24

区分

電気

縮尺

A1: 1/200

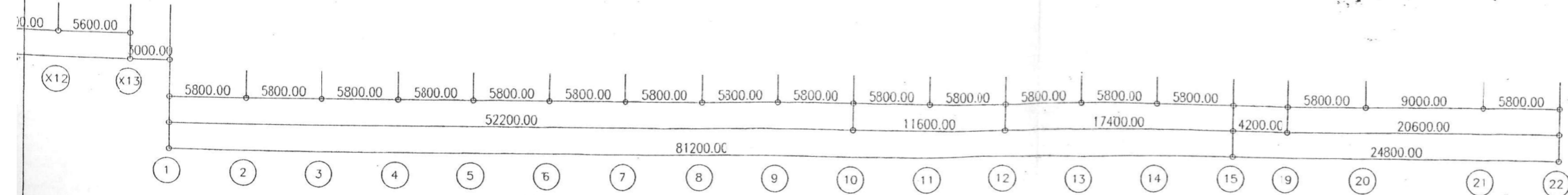
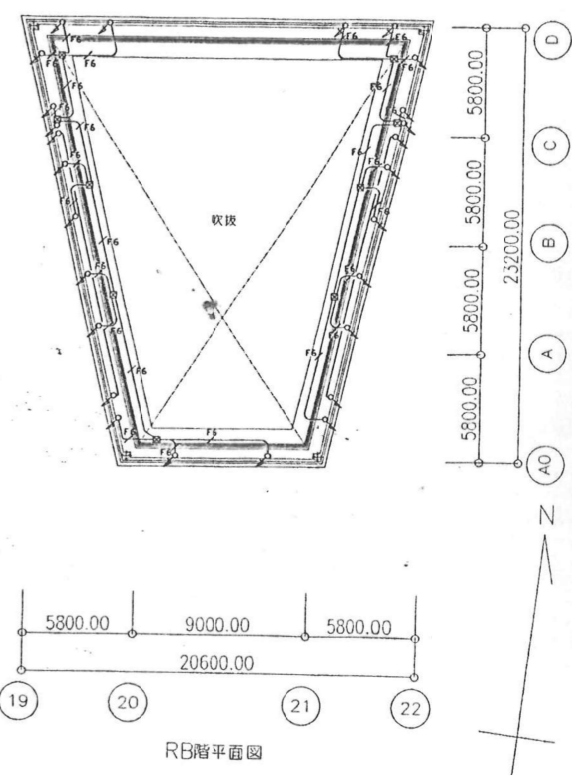
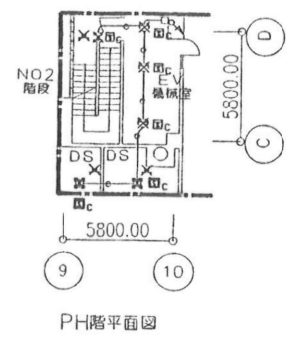
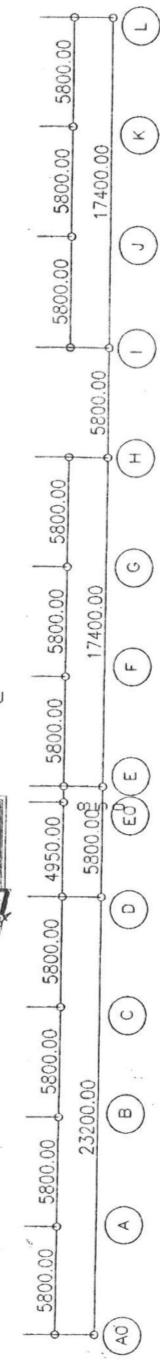
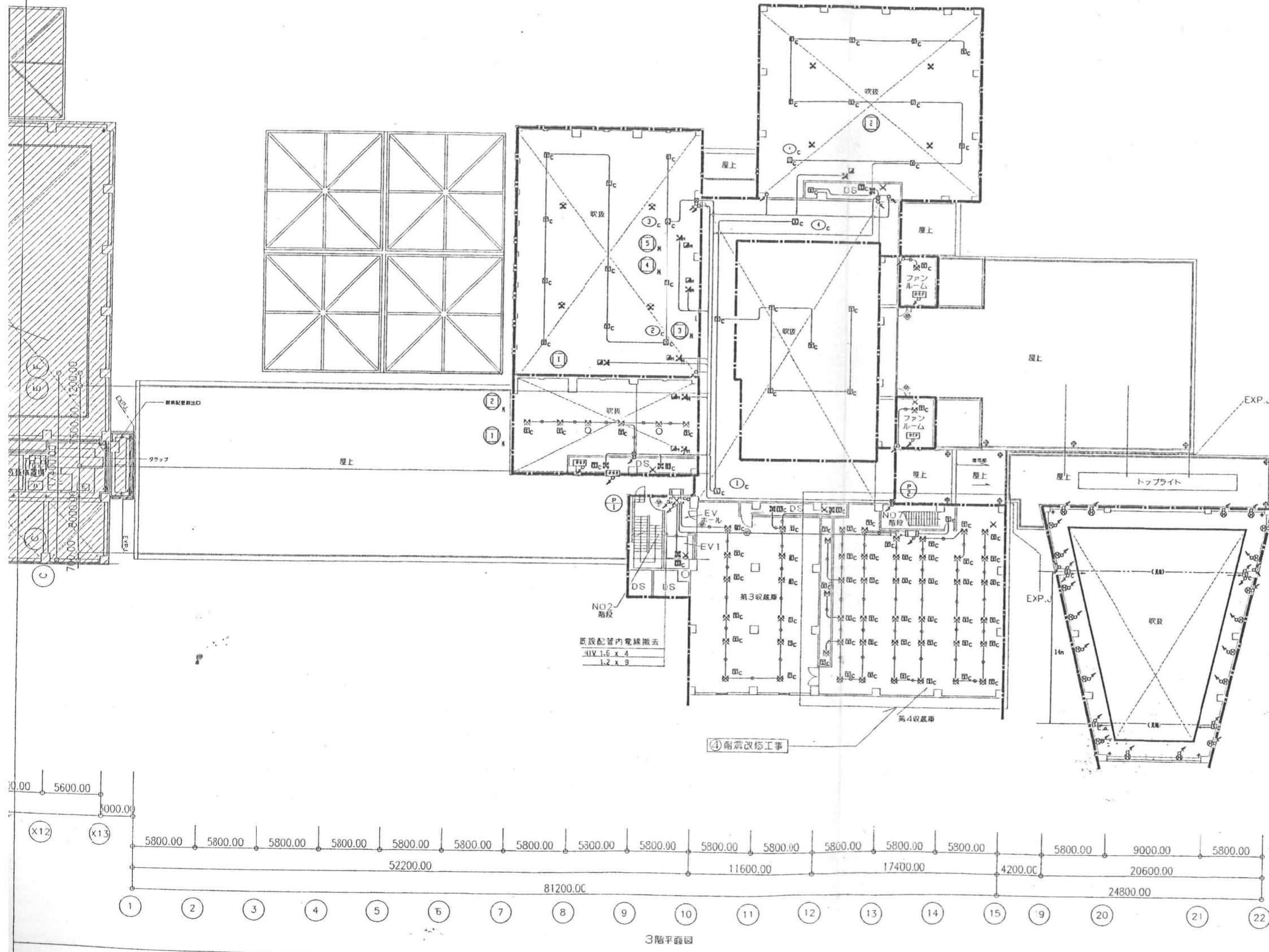
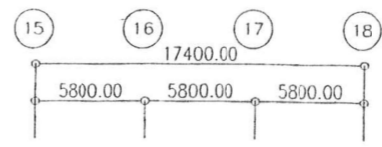
A3: 1/400

年月日

2022年 10月

管理番号 2HM-12-9S4-1

既存参考図



株式会社NTTファシリティーズ  
 一級建築士事務所 西日本事業本部  
 大阪府知事登録 (へ) 第14884号

担当

特記

工事名

大阪市立自然史博物館自動火災報知設備改修その他工事

図面名

(既存参考図) 3階東平面図

図面番号

E-25

区分

電気

縮尺

A1: 1/200

A3: 1/400

年月日

2022年 10月

管理番号 2HM-12-9S4-1